津嶋紀略

JL 4
1173

門 JL84
號 1173
卷

京都帝國大學圖書

津島紀略

仁

津島紀略序

閭居無事の日記録其足跡の如きも
亦聊大概を知るに為すに地理沿革人事績を
考ふるに若くなし況や土地広く大ふるを
多きに於ておや昔より賢士君子の
治さまりとしてせざる小地をおろそかに
するを以て古人拘ハらざるを上として名つ
るきをそるをし名の呼べきをいやしとす
十里四方の内のきそく小あるを幸として実穀常より
富饒なるす土地広ければ人物の称するに足
るも饒沃沢せども僻くて名のる記人も
さること我邦し今さらあらハすやの書大ふし地志のごとくまを
志ふ一家言を廣大なす古人の言ふみ見る処大なる人小なる処見
るに足らざるとす此書を以もうるハよろ此書彼の見る処大なる人の一見

をは宮て笑をとらん余それを云て曰子其一をもていまさそこ二を望(望)
小八謙る大をそる也し然ともそ小もいとふ(ふ)ハ小ハそるの実るゝひ也はとくし
大八そるの実るゝひ也はとくしの名を望(望)とかをもりて大小の
程よりなゝぬ故ニ君子の道八至小をおもふ事を以大もにくまさる事をしさる而ハの
内天地より大なるハなし然ともそ天の命せし地の命ハ地ニ属ス
事業よおゝく人より大なるハなし然ともぬきゝさる而ハの
あゝはとそいふ其大なるふるまつてそ至事業といふもにくさる
ふるり本州のせそく小きも土地よあゝはとハふ(ふ)ゝ其大なる小
るてハ中國の実の全形と云とも氣中の一拍毫もまた大小差別八天地の
自然ふして世ゝ大小差別のなちなれ時といふ(ふ)ゝ人よ理ニおゝ
かい大八大小八小ゝ、差別をさる時ハふも大をさ迫ゝ民の生業油汚

那きはハたとひ至地きりとも含ゝ
きりとも飢をの患を免ゝをいふ風俗なる小村もそ名の名ゝ
おゝりをわきまる風俗ゝそ大國を至名をいん右の君子ハそ住
まゝしてその俗を移(移)ふさハ先ハ其の名をやり後ハ然やし記るをやり寫そ
その狭くふ(ふ)ゝとそをいそ地ふ也ハ本州のこふ(ふ)ゝ人地の功業国史ニ
載さるもれハ本州のこふ(ふ)ゝ人地ふ也ハ系紀内乃人をもい史友の事を記せるふも系紀の
宮ニ住まるハ系紀内乃人をもい史友の事を記せるふも系紀の
事を詳ニして後州ハ異きり国ゝよき人のせぬハそ
きゝよゝてよき人のせぬハそ土地の孤ニ本州を世ゝ事まゝ行義の人
何り往古ふもすゝきる人ある(ある)一それともそ名ゝもいゝく後世ニ傳わらず
然きとも人のそる地ふハ徒義ニ何りて名の妙ゝふ何ゝ後を人の令名中ゝ
何のまゝくゝ名ひすのゝまてもその名妙ゝ後世ゝとそるゝあるひる事今の世ゝ
おとろ(ろ)すきゝ(ゝ)元祿らは 十二万九千六百年ハ一えとゝ云 此時ハ天地のかぎり人物七ふ 云傳(傳)へも書おも

陸て空人の名も七人今空人の名そ
いふ事を聞く名のたひそうとて空を徒のそれなる
上古の盛なりし時功業の世る所をするも即て
はさそりとふ〳〵孝経名を揚父母の名を顕すと
て通を行のそるを未踏ふも伝て名の改へさるも若しくふ
きりなるを戒免除しそを名を求免改をなすことを示
礼祀は里ふ〳〵かなる〳〵式 式ハ車の前板し車より降おくふ礼をあす時
内祀をそうしはぬしを伝て お板なるをかくる心今の世る上まて礼を失
礼をなすのことと同し するハ此里の中より賢者仁らんとそうあ
礼をなすてるる心里中をし賢者仁る時ハその名ハ改へすとも
そ実ハそを空を以礼をなす事之ま
往古をいやしむるハ里ふのて式をそのそ
客も空をもてなそとて退おせりそ
免よりらす

凡例

一 地理の篇ハ本州の古事記旧事記六国史式令の書をそ免本州の地
記録るそ子処をそり用そ上更ふ書載そ事跡の篇ハ
代その正史及本縣宗氏家譜を引
新鮮の書るも本段の大概を載そるそ外往記久書るふ人へそる処を記中毒
地理事跡あの後附書して後人のあり附書して考よ

一 古来より地志を編集そるそのハそ人の改正をまり
の内なる故去巳の礼を作り給拘依会衆服のふ旨日本ふ遠事
那しなる充民心の趣向ハそ時の長上のなそよふさかよひそれハ
一時の不足を以永世の風俗とそし新しき本州と旧記を時代し風俗を詳ま
載せそるもなそれハ今ふおゐて〳〵考へきるし本人の相談も百年内外
の事ハ考へなれそまかなれハ古を述かさしけ後そりとも時代風俗し変易
不同なふへそれハ当ハ風俗を記さそる以此あり

種山抔古人編集の古狂逸漏殺雑のそしりを免れず後人これを
憾を免さゝるし今此書ハ抔ある事を患ゝ抔あしとハ
いへ〳〵引用る処の古郷上世の古疑滞かゝる事を質して昭明
ならせんとハ多くの捜索を待ちそんハ一ふしを行て是を昭明ならし免
多の古書を渉すの労をみそうして作者の素志に違ん事を
附して首尾を多ふ抔ん誓ハ旧を昭して非を拾ふを本ハ
可ゝんのみ

津陽紀略　地理上

惣名

筑馬州　津陽　旧事紀　津島　古事記　筑馬島　筑馬州　筑馬
日本書紀　西海道　筑馬洲　都名所図会　和名抄郷名

旧事紀に淡路洲洲　を淡州筑馬洲淡州
佐渡州大日本を秋津州を大八州と号して日本の内を古事記
のゐもとゝり日本書紀ハ筑馬州ハ大八州と内とするし給ふ
淡路も一書を引用ら是を日を淡路
五八日本紀鰹し中よりて西名大海を隔て国よりも淡路系
日ぬし内ある佐渡ハ抔ハ抔ハ抔

多津と以ふるなり字書も海廻をも津と以ふと見(ゑ)多鮮日本書
紀の津泊ふも八たし女と云爲馬の二字ツイマなれハなるのをきゝ通一用也
倭義堂の日用工夫畧集ゐ爲馬韓ゐ爲そるの義と小山氏の説名
亭祀ゐも岐島と同中ゐ有津と爲るの字を用ゐる地名ゐ爲そるの
よふ也古事記旧事古事日本紀等ゐ小馬韓の号を載らゐ(ゐ)古事記の
新羅とお通る説ハ後漢書ゐ卓(占井)の南倭と接そるの條よりつく〳〵陳壽ゐ
三国志ゐ爲馬ゐの号有り陳壽ハ晉武帝恵帝の人みて日本ゐ神天
皇の御宇よりあそる日本人往書を讀みゐ文字を知ることも
姫ゐ也ゐ爲ゐの名を記すゐ爲馬ゐハ津ゐ(テヨリ)と云神代ゐに決ゐハ州各有ご
古事記旧事記ゐ津爲を天の狭手依比賣と云神名ハ天のさてよりひめ
國魂洲の成精神ゐ爲馬ゐの魂を天のさてよりひめと云ふるを
引免ハ本居ゐ名くいまく何の義と云ふるを考下筑上縣下縣和名抄
筑西海郡ゐ爲鳴の管二ツ上縣下縣上縣郡

賀志鄕知玉倶玉役下縣郡いふ心日久比三根佐役
本州わを上縣郡と一南を下縣と云ふ三里山多くて田ゐくふ〳〵花うそくして民煙すくきゆへ
書紀成務天皇ゐ山河を堺そ〳〵玉縣をなつことなし郡鄕のさひハ
けゆゑ姓うし字を設しゐん績日本紀元明天皇和銅六年畿内七道諸郡鄕
の名姓う字を設し土地の紀傳を帳面よのせく言上そとそうなれ
ゐのさふ土地のおゐも此時ゐ定うしゐん和名抄縣下郡鄕の下に玉府の
字ありそ玉府下縣郡ゐあり也ゐ賀志鄕知玉役を上縣郡と
伊志久比三根佐役下縣郡ふ何りといふ
久ハ世俗字の語りゐん今ハ鄕一百一十村の地名玉調の向日の名形通
ゐ語世ゐ名をあり美ひあらたに名をつけしふらん大那越村のお浦ゐり
玉調と云姓を古浦せゐ一平地なし久ゐ爲の地よもあらされハ古乃
玉調ニハあ〳〵しな州ゐる也事ゐ久書集の説と云ゐのハ鄕の名よりて

郡のあるハあらん海東諸国紀當馬諸ハ那と云ふ此ハ俗よ縁もて云ふ
記せるなるん海東諸もろん諸村と云ふ諸村と云ふ
ふる條形三百弐十八町 和名抄郷
當馬名田四百弐十八町六反 等定考あり
ふる弐拾町八天磨ん諸改定せしあり
くまるおく村と山国をもちくまるおく毎も一国を
焼き灰を以春とし穀物を種
やしふひを多く加け田とし
和名抄よ諸國の名産のるを
拾年と云り即考百九拾 二名春米
天文よ中宮ふ和の諸ふと石るを
よ考百弐石豊臣秀吉公諸ふと石
るを定免ふ諸ふと石
るを定免ふ諸ふと石

弐百弐十州 作定代ふ考ふ諸判物よ當馬ふ一名とありて穀る
をのせらるハ今我州都事種稲三千弐百弐十石春て一千弐百弐十石
蛙麦を万六千弐百弐十石弐用雑費 よるる石として
廣益實用集よる弐万弐千石と 記せるハ作写の僻りと州の農業ハ
他ふのおとし俗あり田作の仕様ハ春ふ野地のふき、ふう
種をまき水を引ふりよ穀前切り古筑紫の稲二千石ふの防衛と
人と無粮よ充行よ三代実録延喜弐年
多田三拾町上縣下縣安部ふよ
三代実録當馬例格の大宰百名地子の米百名束
ふくより後日本紀よ當馬の開き田三町を限ふ畠五町二限ふ彩穀ふ
鳥中の俗となりとより雑穀ハ麦粟考麦ふ元録八年不定畠米
秋穀粟三千三百石麦八千三百石大豆四千三百石小豆千八百石蕎麦ふ
七百石と按ふるよ云ふ山よ野猪多しとて五穀を害ふ農民ふ

牆を穿ぐ如せられた一枚の中よ
ーくに女州八大海の中の一小洲地にさ
を取り居りて云々農陸よ猟をして廉節の多々ぬ拾よまる事永久の
利と公役を省き百姓の急りを禁し孤獨の者をあはれみ老僧をおさ
山林をそそぐ清川を浄し供菩提を修ふ乃士民を愛し
食をそのみも皇恩の往信緑よ宮馬八山もまでお馬をふせと仰ふ八信心
五穀の豊かとくくえらび中よも宮馬日とハそ岐と女州と海路一日の多と
延喜式宮馬より大宰府を海路日とハそ岐と女州と海路一日の多と
を岐と海路三日の程と女州信濃国より府浦多を岐風本と鯨浦が
於鮮釜山浦を名ゐ十八里先多女州府浦が多と五十余里筑波の津と
浦が多と五十余里筑波の津と武蔵野望女州時天の日東事を岐
豊かに筑前の山見くゑ西ハ於鮮の山見ゑるを岐女州と海路を宮馬の
海ゑ云三里を通入所の時毎日ゐ船ゐてもゑ歌万葉ゐ通りをよく宮ゐるのうつりにて
海ゑと云三里を通入所の時毎日ゐ船ゐてもゑ歌万葉ゐ通りをよく宮ゐるのうつりにて
津ゑ云基歌ゑ
未漕宮馬のくちなとをよく
親志倭人伝云宮馬國事ゑ海をとゑる事多俗里名ゐけく瀛海と云
一ゑ云ゑとゑ見ゑとゑ瀛海八宮馬ゑ
津ゑ云基ゑ歌ゑ
那智そ一もゑ八いたらはゑ
宮ゐ女州ゑ招多八見くゑ招ゐる於鮮の山を見ゑるとゑ云ゑ倭名鈔
行時鯨浦宮馬寺そ於を漕ゑる曰
そとひ風ありとも去八ふくハ宮ゑ通宮を聞ふより
愛をゑゑ八日女の山をゑ
宮女州西ゑのそそ八鯨浦於を
ゑ於宮馬日向薩摩大隅ゑのゑを八吳國のおさくみを云ゑ日七、
来往ゑるを津ゑさとゑ

職員令

陸奥出羽佐渡越前隠岐多禰等国。並置弓馬。
浦々要害之処。亦置兵士。令習射騎。
其相模以東。能堪弓馬者。簡点差発。
若有事者。相模以東。発兵相半。
以外諸国。発兵三分。
其大宰府。及鎮所。
辺要之国。
皆置兵士。
大宰帥。
大弐。
少弐。
大監。
少監。
大判事。
少判事。
主神。
大祝。
神部。
卜部。
大国造。
国博士。
国医師。
大国分寺僧尼。
国師。
国都維那。
三綱。
大国分尼寺尼。
三綱。
大国学生。
博士。
音博士。
医生。
針生。
按摩生。
呪禁生。
大国陰陽師。
天文生。
暦生。
漏刻生。
大国算師。
大国画師。
大国主神

一日地五百里ニ
右図書備日本国府ヨリ境迄究竟侯国書ヲ以テ日本
中国ノ五百里ニ女州南北共六里大要ヲ以テ三拾里ヲ多中国ノ三百里ニ
等ハ即国府ニ仍乃至共ハ名郡誌ニ雄神ノ八千戸ニ当ル山谷ハ依テ擬
乃ハ依次知ル磨ハ多侯奴馬刺ハ鈴浦ニ志ルヨリ
ヨリ最深ハ国ノ南ニ西小ヨハ何ノ所ヲ知ヲ以テ名郡平壌
録日本紀ニ云ル所ヲ指ト郡郡トヲ
一日ヨリ着ク第馬ヨリ来ヲ以テ二百里武儀志日本考ニ西小郡鮮ニ至ハ
第ル渡シ以テ一名ヨリ名荒ニ最モ日本考ニ郡ニ往ヨハ考馬渡シ以テ
一日ヨリ名軟微録日本志ニ西小ニ云ル藩ニ至ル第馬渡シ以テ以テ
二日ヨリ皇明従信録金山ニ至ル日本紀ニ云ル第馬ヨリ着ク梅ヲ以テ
郡郡ニ至ル順風ヲ得ヨハ 然風ヲ得ヨハ半日ニ至ル
第馬ヨリ対ハツ島海ヲ渡ル浦郡ハ十二南小三日地ヲ以テ一日或ハ

当日ヨリ方法石山土地アリ民多シ世ニ伝ヲ以テ郡ヲ多ク官人ハ
各ヲ以テ次第ニ住ヲ以テ代ヲ以テ授ヲ以テ
又塩焼ヲ以テ七日ヲ以テ二度ヲ以テ
中上ル郡ヨハヲ以テ郡ヲ多ヲ以テ
ヲ以テ一ヲ以テ三ツヲ以テ二ツハ得ヲ以テ納免一ツハ
記ヲ以テ郡ヲ以テ東西ハ次第ヲ以テ前後ヲ以テ

州治

王府 和名郡衙 府中 日本ノ形容

府ハ下県郡無庶ノ来朝シ和名抄ニ下県ヲ以テ府ヲ興ヲ以テ
依ニ府中ヲ以テ府内ト云ヒ記ヲ以テ
なれ心境内機案日吉金原ト名ヲ以テ東宮ヲ郡ト云ヒ府城ハ府郡
ニあり先ツ金原ヲ以テ府ノ西小侍ヲ以テ東ハ町ヲ二十四町東ハヲ見
ヲ五町ヲ以テ州府ノ勢ヒ浮キ人ノ我土地ヲ以テ所住ヲ以テ禁ヲ以テ民ヲ

…ゆゑ…すやうみそなはし古人の諺も天地の…
…ハ強く大國天下をさして云ふるこゝろをふまて小國或ハさなきも…
云ふるもあり君子の…家を治ハ…の小なるまゝ…憲ひて…のふるまひを
憲ひ…の負きをふ…憲ひて人の安…をきを…憲ひ我朝仕奉る人のゐ…
…のやうの事日本紀…ゐる…ひ…ゐ…ゐ…ゐ

天皇共政久妻紀刷ま下さるし御製をの
玲泉の号なり人金葉集ハ小弁を上椒とにいつるゝなり
大江公言 後拾遺集ハ公言をす事を載たり 作者部類ニ公言馬ざる
公言ざるをてうせしをいむ和哥所
能因ハ後半在後拾玲泉の時の人ゝ
拾遺集ハ見へされとも 前参議親
拾遺集ハ見へ
のせうり 参議親ざるさ仕をし 前参議敦
恒河のおなじん 前参議資盛ハ崇徳院
前参議敦光 大系馬 前参議敦光ハ資憲保之子 前参議
敦光の父資憲ハ
敦光の父文粋房子保三年
前参範房 大系馬 前参範房ざる鉄をさ
前参範房 大系馬 前参範房ざる仲文承二年卒
ゝて年倭号弘 叔父
雅敦保延五年死
大系馬前参
敦光 世祖 敦光天養二年卒
後拾遺院紀文弘 大系馬紀氏訳文弘ざるさ
上少将 院紀国兼ざる往五位上ゝて
上少将ざる往五位上ゝて
ざるさ往五位上ゝて

前参議敦光ハ後拾遺集ざる往五位下
ざるゝ後拾遺集ハ判往五位下ざるゝ

先君女州を領らさるるに及ひ義智公多久女州姓名を
仔らるの八文治中ふ河尚之事義長を鑑永和中宗誼茂宗氏家譜女州の
国代姓名仔らるの文治中伴某名爾建暦中大友親秀
仁中大友親秀長久 竺旧文書
吾之君の北部を任らるるて八宗之文書
のる助国君建治員和のる多の君望も君飲食康安しる任茂
君と竺宗氏家譜 任茂君新茂君八太宰府よりの使を受らしむ員盛君、成職君八
宇香をたらさ一仁任のおらしめる中の住を
任望る事館を受る員盛君以来世て
志摩任望永正陸治清晴を改暮をて
お南六位下或八正六位上或任五位下或
任四位下こる君の対馬守を義知君よりさのる世こ叙任位職
京都より中国下国検するる 統令仁任天皇多女州検する行上さ人り

右任令下国ふ称る職ふ称下ふ称ふ南ふ任下こ任日女祀大隅
薩広ふ改暮る多横ふ守称とこ官任令職ふ称下暮の同お南ふ
初任上こ任日ふ祀ふ暮る同ふ八任員をふ典とふろ平ふ女州こ官ふ中ふ
生徒日女祀三代実録 新撰三代格 博士
醫師 徒日女祀延喜式 学師三代実録八石弓 新撰三代格
新撰伏預日女祀新撰三代格 大唐通事 延喜式
職ふ大会ふ上こ任ふ学校を建こ博士任書預國ふ竹のふ子民
いまこと学校ふみく学向そう上傍ふ孔
との日ふとなすとなり
上縣那四郷
豊前 啓蒙云 小八海岸こふ也も波落こふ
のさうひ和れ八海岸こ海ふ祀こそ降那或八称ふ於伊沙只郡又云我ふ甘高

通の東萊縣の釜山浦ノ邊ヨリ筑ノ前ノ國ノ對馬ノ府中迄ハ海路百拾八里 海路凡ソ筑ノ前ノ國ノ日本ノ里數ヲ用ユル日本ノ一里我ノ十里ニ當ル
佐須 奈ハ對馬ノ上縣ノ内ノ一郷ノ名ナリ 此ノ郷ノ内ニ佐須ノ浦アリ 佐須ノ浦ヨリ伊奈ノ浦迄ハ海路ニ三拾八里アリ
雙方ヨリ作ル舊記文書ヨリ作ル 伊奈那ヨリ作ル
伊奈 奈ハ浦ノ名ノ下ニ附ル辭ナリ 伊奈ノ浦ハ三根ノ郡ノ内ニアリ 此ノ浦ハ海路ニテ南ハ下縣郡ノ佐須ノ浦ヨリ東ハ海路ニテ東北ハ三根ノ郡ノ内ノ志多留ノ浦ヨリ西ハ海路ニテ西ハ海路ニテ南ハ下縣郡ノ佐須ノ浦ヨリ東北ハ三根ノ郡ノ内ノ志多留ノ浦ヨリ西ハ海路ニテ西ハ海路ニテ南ハ下縣郡ノ佐須ノ浦ヨリ東ハ海路ニテ

延喜式に左宰府并九国二嶋の選士資丁は俗丁公役の下部夫人を除きし
ものせらるゝより卜部に於ては三男の卜術に長じ書るもの俗丁の役を免
十人をえらび書をのをもてより卜術を伝ふるものみ
海外東征の天智天皇三年大山の位を置かれ大山の中条女
をかぶるを通すと大山の中条女六本州分系に属する条女契大山中に
若死大山中未寡日ひ王死れ条女部曲上の姉妹及子女穴貧の心をを
系に属すとゝ
中比後世より左府より東征より唐文書に多る俗丁役の左証多
豊浦以下八村
豊村 豊とゝ左府の小とゝより府をゝる事 廿一里八町 唐書編登擅必究は
推沙九とのせゝる八 南國の人なよた称
事をふ称して村の中よのをより
泉村 伊都をとゝ村の東廿一町 府をゝる廿里廿三町 旧名 清凝(シコリ) 志を

海東郡 時古里 東裳 裳を古俗 多古とゝ三卯田を宇田泉村
の東南十四町より府をゝる廿里十四町 唐書編登擅必究は
西泊 仁志土麻里 泉村の東南古町よりゝる府をゝる廿里十町三卯田より
十七町海東郡より 九州於麻里
古里布留村 泉村の南廿八町よりゝる府をゝる廿一町海東郡より
三卯田を十九町 名長 えの文書多 作俊敷古里浦と疑し
日田縣 比多加於 古里の南九町三府をゝる十九里廿一町 初泊より廿九町 泉
村より一里一町 海東郡より 多加浦のみより一の地より南
波志とゝ海東郡 宇于志と頭志加浦の号みより即加古浦とゝ
即加古志八南波志なゝん
細代 阿字呂 日田縣の東十三町より府をゝる十九里廿町海東郡より 安而老
富浦 土美 我宇原 細代の東南廿二町より府をゝる十九里廿三町日田縣
より一里六町海東郡頭志浦より東裳を号本俗 志乎波 裳とゝ 裳を見より

富浦の西より一ツの地あり於和泉於和湯浴とも富浦と云十九町細代と云一町
日田縁と云六町
南舟志富浦の西南一里二町ニ分り府をさる十九里卅一町日田縁と一里壱町細代と卅三町
富浦と府の字境南舟志の西卅壱町ニ分り日田縁と卅四町細代と卅五町富ケ浦と卅六町
久次 佐浦の西十四町よりり府をさる十八里卅一町日田縁と一里十三町細代まで
一里十四町富ケ浦と一里十二町於和泉と云 佐浦の内とおもふ七町和名抄久次とも
大堺於保麻久次の南廿丁府をさる十八里一町
舟志大堺の南廿丁府をさる十七里十九町海東郡守于時とあり東小屋をも傍とも
古根佐布舟志の南廿七町府をさる十七里一丁海東紀要
鰐浦 和漢寺社豊村の西廿四町府をさる東行廿一里卅二町西路廿二里八町
産ノ事古記日本紀ニ和泥ほとありそも 萬書編登壇必究 倭寓喇とあり
海東紀ニハ佐浦又宮浦とみえたりの方にをとるなり小屋を九傍
大の大寺とも称寺を思ふ 於仁元年ありよし傍あり海東郡
字仁宇麻
大浦 放保元年ニ舟志ニ鰐浦と云 東一里九町府をさる
和小屋を鞠屋傍麻里部
河内 和名抄大浦と東七町府をさる廿一里卅八丁
河内の和八町よる 依和名抄云
西津留 仁治の比和河内の和東廿九丁府をさる廿一里十一丁 按河内と卅六
町海東紀ニ比ノ比ヤ道伊と云ニ佐浦の名ハ于佐浦と云ル道浦とも此
二ケ所今何ノ郡や不詳
佐波々
佐波々の事和名抄ニ佐波と有ル名ニ依ル海東紀ニ佐名と有り按ニ七村ノ内
友云 椋梨 湊 深山 府をさる十七里卅一町湊府をさる

十八里廿丁淀山分西方を三町仁田内を西
椋梨を廿二町湊を三十五丁舟志を二
佐波賀佐夜深山の小二里十一町府を去る
加波多を一里西町舟志を一里廿二町
海東郡舟越那と伺境内三分の一日吉大内
丁大内分深山を二里九丁井口を一里十七丁
久次佐波賀の東一里廿丁より府を去る
廿一町大浦を二里十二丁大栃を廿丁

伊予郡十六村

伊予郡の郡名を府をなす十六里八町佐波の深山を三里二町
名称は伊予湾と名づく海東郡と伊乃と
志田郡伊予の郡十二町より府をなす十七里
刈生分布志田郡の郡名廿七丁府をなす十八里廿丁

田渡波麻志田郡の郡十八丁より府をなす十七里廿六丁郡界の境を佐波と
越える志多加伊予の東十八丁より府をなす十六里十三丁
浄園より首乃越えるの東九丁府をなす十五里廿五丁

大浦伊奴我字越浄宝の東八丁より府をなす十五里八町
仁田仁乃大浦の東より宗我編登檀必究 倫化と名海東郡と伊乃と
境内六村 桂浦下里 浦田新山中分
桂浦分下里より浦田より八丁中分すと十丁余和より十丁大浦
より廿三丁浄宝より廿丁越えると一里七丁佐波深山より三里廿六丁舟越那
原見志より仁田下里の郡界一里廿丁より府をなす拾三里十四丁海東郡仇波名となり
久宗久隅郡舟越那より府をなす十三里十四丁海東郡なる那を名
女連より東郡久宗の郡十丁より府をなす十三里十四丁海東郡なる那を名
小原より志船仁田下里の東二里廿五丁より府をなす十一里廿五丁海東郡なる那と名
宝浦より宝寺仁田下里の東三里廿丁より府をなす十四里十八丁小原より廿

八丁浦東を浦東風泊と云漁家記和田坂歴史と
葦見阿志良浦の小九丁ばかり府をさる十四里九七町海東記は阿時未
とみえをこをさをさ
琴村 葦又の地也一町府をさる十里十二丁五根佐と
一里九四丁海東記琴ケ浦と云琴ケ浦と云琴の東さる三ツの地々三津木とそ
中原を加湯ケ丸志村西東六町ニ丸豊浦々丹志村の地ニを本原本の
村里をまゝ移し此不の村里八伊をふ々の支配なり
三根々十一村
三根本々のさ中ニそ和名抄ニ海東記ニ見ゆ佐境内
石村を上里中村并を坂根田口府をさる十一里十五丁中村畠口
ニ二十八丁久原ニ二里十七丁女連ニ一里十七丁
津柳加那志多三根中村の東一里八丁ニ府をさる十二里九三丁女ニ七二丁
まを海阿布ニ三根中村の西一里二丁府をさる十三里一丁津柳ニ七五丁

本坂 筑佐賀 まを海の西東十三丁府をさる十三里十一丁三根中村ニ一里七二丁
西東の岸を加倍と云
狩尾加里尾本坂の東東七丁ニそ府をさる十三里七四丁
口江久知奈狩尾の東二丁ニそ府をさる拾三里七五丁三根中村ニ一里七丁
海東記ニ仇知とそ
吉田 與志多三根中村の東一里九丁ニそ府をさる十四里四丁三根田ニ七七
丁奈名抄本
かた吉田の西東七一丁ばかり府をさる十四里七八丁吉田ニ一里
佐賀三根の中村の東一里七三丁ニ坂り海東記ニ加と有東南岸を子浦とそ
七一町仁田の下里ニ二里七三丁海東記ニ加と有東南岸を子浦とそ
まをえを海東記ニ加と仇時の名ニ時ニ浦とのせり今仁の地とそ考ル
久志三根の中村の東南二里ニあり府をさる九里七丁佐賀ニ七四丁ニ
田ニ一里十四丁海東記ニ仇時とあり

志田賀佐賀の小一里二町小あり府を去る十一里廿一丁仁田下里と二里十二丁小原と一里廿丁海东北よ時多とあり

仁位郷二十二村

仁位本位中央にあり府を去る八里廿四丁吉田と二里廿三丁

田村仁位の西北一里十町にあり府を去る九里廿三丁吉田と一里一丁が佐と廿二丁海东北よ多とあり

大綱牧係多仁位と西一里十丁にあり府を去る九里廿三丁田と十七丁

荷形仁主旅大綱と小四丁にあり府を去事十里四丁

小綱古形东仁位と西一里十丁にあり府を去る十里三丁田村と廿三丁大綱と二丁海东北よ完多浦とを海东北よ完多浦とを海东北よ

銘村小綱の西十二丁にあり府を去る十里廿五丁田村と十九丁西南にあり

志多浦志多の字あ仁位の西一里十九丁にあり府を去る十里十二丁大綱と一里十四丁荷形と八丁小綱と八町海东北よ

と完多浦とを古我西浦とを云ふ地名の地と云ふ

卯麦宮を我仁位と西廿三丁にあり府を去る九里廿丁大綱と一里三丁仁位卯麦とを二ツの地とり據と云

佐保卯麦と西南十六丁にあり府を去る十里志多浦と廿丁

見口加仔久知佐保と東一里十二丁にあり府を去る十一里十丁東南西を四時侯と云

多面多去見口の西十一丁にあり府を去る十一里十九丁

唐洲かあ次見口の西廿二丁にあり府を去る十二里六丁海东北よ加あ

松ヶ佐西浦を唐洲侯と云

ユり村麻和里神御と西十二丁にあり府を去る十二里廿二丁海东北麻吾里とを

糸瀬仔土毛仁位の东七七丁にあり府を去る九里廿五丁

佐志賀糸瀬と西南廿四丁にあり府を去る十里十二丁

侯濱佐志賀の東十六丁にあり府を去る十里分糸瀬と二十丁海东北雙介とを

貝鮒か仔市东浦侯の東十四丁にあり府を去る十里十九丁糸瀬と廿丁海东

記ル介伊侯邪と均り東南を指ス事二十八里余許ニて北三丁海東北ニ
編枚和伊多仁佐の東北四丁ニて府ヲ去ル八里十三丁仁佐ヨリ二里十六丁海東
ニ伊多ヲ均リ
鈴川 邪利加和 編枚ヨリ東北百丁ニて府ヲ去ル八里十三丁仁佐ヨリ二里十六丁海東
記也里古トあり
ふ良藻 智鲁義鉢川の小ニて岩古編登禮必究知多半村里弐ケ所
大ふ良藻小ふ良藻トも海東北ヘ温知元毛計百三町大ふ良
藻府ヲ去ル九里四丁小ふ良藻ヨリ九里四丁小ふ良藻ヨリ北七丁
名村 仁佐の東一里北三丁府ヲ去ル九里五丁大ふ良藻ヨリ十七丁 鉢川ヨリ北
八丁田村ヨリ一里廿一丁久志ヨリ北四丁吉田ヨリ二里十八丁海東北ニ温トあり

與良郷 北村

府上ふ祥
東宝志ヲ名府の北九丁海東北ニ和名抄ニ

小浦 古布良東宝志の小ヲ丁府ヲ去ル北丁海東北ニ古浦東ヘ曲ル
曲侯トモ海東北ヘ古浦ヨリ千ト百ふあ沙毛浦ヲ名ル事ヲ詳ニセス
根佐 名布小浦の北四丁府ヲ去ル一里廿三丁海東北ニ九千トあり東
南の岸ヲ大梶侯トモ
鈴知根佐の小一里三丁府ヲ去ル二里十六丁小浦ヨリ二里十分丁和名抄ニ
載セル鈴知ヲ鈴ヘ海東北ニ植地佐保ヲ経テ流ル分小浦ヨリ二里八丁根佐ヲ北五丁
大船越 於布布志鈴知の小九丁府ヲ去ル二里北二丁海東北ニ五浦ヲ経テ
久須保大船越の東小北丁府ヲ去ル四里十五丁海東北ニ仇愁音夫トあり
東岸ヲ個越ト云ヲ見ル
緒方 於加多大船越の東小北二町府ヲ去ル四里七四丁久須保ヨリ北四丁
海東北ニ安毛多トあり
大大伊奴 多ら志大船越の小一里北二丁府ヲ去ル四里十八丁

小船越　古布志太志大船越の小武里六丁府をさる六里廿六丁
往川と二里十二丁　海松と一里廿五丁　名書編考證必究之拂の第世と
あり此村しるし海東記る船をみる訓訪事と見えたり
鴨洲か或統或鴨居洲とも小船越の東廿三丁　海をへだてゝ佐
と廿七丁　海をへだてゝありて東北三丁　府をさる六里廿八丁小船越
芳浦と古乃字あり小船越の小北一丁　府をさる六里十七丁小船越と廿三丁
鴨洲と廿五丁　海東記要時浦と作る
賀谷我邪よの浦の東小北七丁　府をさる七里廿四丁　和名抄
と一里廿四丁　海松と一里廿九丁東北三洲浜記る三洲浜とも芦の浦　名谷の百
の浦を白子と云海東記なり
横浦　古乃字あり名谷の小北五丁　府をさる七里廿二丁　海東記る要芦浦
東小名を小崎とも
大山村新屋　大船越と小二里八丁　府をさる五里七丁小船越と十九丁
大小と廿丁　海東記名也　新屋作る此村のお浦万葉に見えたり　浅芦浦
又大船越大山の百る一の地名海嵐洲とも海東記古名世とあり
濃船大山の小一里十八丁　府をさる七里十五丁小船越と一里十四丁芦浦
と二里廿三丁　賀谷と廿七丁　海東記　名世と作る
洲藻　須我府の小二里十九丁　鶏知と廿三丁　海東記　紅毛と作る
竹葭浦　多加志我乃字あり洲藻の東小一里十丁　府をさる三里廿四丁　鶏知と
一里十三丁万葉集作葭浦とある也　海東記多計名浦
万葉久尊は洲藻の小一里十六丁　府をさる三里三十五丁　竹葭浦まで
十二丁　鶏知と二里廿丁　海東記　仇名世
書浦　比留の字あり洲藻の小二里十六丁　万葉と二里と半竹葭浦と半一丁
海東記皮名浦とあり和名抄と云　一里
鳥山志麻郡麻生葭浦の小海路は里此嶋の東岸海嵐乃浦とて、ねうら
往来形見が多洲藻の和名抄　府をさる三里十四丁

次に布哇群島の形の如く十八丁府をなす三里廿二丁
賀志ノ形の如く廿二丁府をなす四里九丁次に元四丁 和名抄に
なる賀志をこゝに海を記す可時
尾崎於た義賀志の如く一里大丁府を
連江内ノ如く伊佐布ノ如くあり海東紀ノ
形ノ如く一里七丁ありと記す西京雑記ノ敏
丁云浦ニ非堂ありとこゝに八代郡ニ
伝須郷西ノ海ニ尾崎ノ地興良々と
久田久多府ニ作る東京を尾崎をこゝ
尾浦於保ノ久田の事廿丁府をなす一里十八丁海ニ非ス造船ニ浦と
あり造船の二字ふさしき所の字を大崎
名外あるに久田の事一里七丁府をなす一里五丁尾崎を元四丁
海東紀ニ作丁ニ伝ニ東京を記ス崎ニ
久和久田の事二里八丁府をなす二里廿二丁
ふさんニ東京を越海崎とこ
内院久田の事二里ホ五丁・府をなす三里十二丁久和と一里字南村ハ
宝亀ノ四ノ海ニ非ス作ニ作んニ東京を経海崎とこ
内山字郡麻久田の事一里ホ五丁府をなす二里十丁久和と二里
十二丁内院と二里ホ三丁
作次合七村
作次ニの中央にあり海ニ非ス海ニ封伊
こゝにあり下ニ府をなす二里廿二丁鷹田と十五丁
根ノ下ニを二里六鷹田を十五丁鷹田府をなす三里二丁
根根を伊勢作次根根の事ホ十ニありこゝに
を十七丁和名を山崎とこゝをこゝにあり
上数ノ布ニ武根根の事一里十三丁府をなす二里廿丁久田と三里四丁

久根上郷の東廿四丁府をさる三里十丁久田と二里廿一丁海東北に位
をさり民家二百こを内山村海村とす十五丁
漁村と根の中廿丁府をさる三里二十字内山と一里十二丁久根の
海村とは七丁東村ハ家数の内に漁家北に世伊とあり
今里ニテ麻生土佐次根根の北三里二位り府をさる四里廿丁安志と
十四丁庵府とは三丁
阿須佐次薦田の北一里十七丁府をさる四里十二丁今里と一里三丁
海東北に位の家を通今御と云
至破ハ三村
至破ハ東府をさる四里八丁内山と一里廿字新名畑と云破
位り家ハ海辺に居ハ漁内狭田座田おとも云位り西の家を
至破ハと云ふ三ツの北々海座とも海辺に居ハも
内院至破の北一里廿丁府をさる三里十五丁東南家を北位りと云ふ

漁村至破の東廿三丁府をさる三里廿三丁德日本能登国鳳珠
郡数個ハ防衛の人を置事を教らをうけ数個ハ今に至るとの不
ふをたて東を史暑ま元十八年に東方を征伐し日本
世界村大的浦にうつて攻落こと今ある世界村大的浦
より三海をへだて向ふと云ふ今ハ世界村大的浦
何のそともたゝし

右本州二那八人の大暑心

一東之遷ふ事をうけ書にうけ書に曰天の万民を
生ずるハ天の気象形をなし形何
ぞ心ハ天の気象を受て形をなすの万物
こそ〳〵のさひこもをあまく二ふ二ふ万民を耕作
をおしへ五穀をうへ形をやしなひ名をたてゝ生をさする道理に依る
教を以てこしそれを右よいさらしむをしも根おこく教ふまさかわ

さるとの仰せなり。他人の貨を奪ひ或ハ他人を殺して死をおそれざるの
ハ当代かゝる人を、ハ仰せらるゝまでも覚悟の前なり。当代御治世の人
般用ゐ代々君の天下を治め給ふもの何ぞ禽獣の
林の如くに元来無主にして給書籍に載せて分明なり。
又海中に何ら往来をもすゝめざる民も今ここに御仕置ある
追放よりハ活きる心地よまり居住し或ハ民ともの今まで住居する
おひやらし御年を奪ひ人の妻子を殺し悪逆をあせ
うそうそとして富みを貪り仁心武威の行ハれ天下を取られ
血気を活きるの大きをおもひ給ふまでもあしき世の小将
者仕付給るの術を仰付なしに泰山の難卵をあげがごとく平定せり
た往事をあし跡をや免るを悪逆を除きをゆるし跡我即位してか
るた往の法をは往昔をあし今ハ行ハるゝ事なり。
父良成義を慕ひ徳をほくし富まん給をまくゝまるまゝより

礼儀を命し厚く慰問をかゝ又彼地生理の助りをおもひ芋高
の米穀を賜るを送るて我国ある後中米
を飛を苦ひ飢を凌ぎをおこし盗人をおこすことを
漸次ありまの人を助るまでを極をもよられば
母をこゝを義よきそうひ自ら禍を招き滅亡の路を出ざる
笑の今氏方を慕ひみて高買のみなまる事も
して往州よりも亦衣食を営ませ
保し其物をも用ゐ給中一統よ
らぬ者よ我をあるをきむ給中ら人を
程をあるよ体よあるをある次第
あし耕作植物あるといえ不都合
盗よりのハあし事生ある所の罪
はれ方々各馬大船字台をさし向ゝ

以矣をそり和布をとりて生を助るの外なし
彼すや以人を設め陸を越へ船を浮へ遠く
出て漁猟を事とし以て生を営む
代官ホハ年の内全例のごとく以下の
地へおき耕作をおさし免ありて彼を
治をあたへ物をかし彼おのおの
彼おのおの計よる也ごさふらんハおとこ
又可しおのおの計をもし給よ五
沢山よ積と給をかんみてセんや
せんと答の富士松万余人船こぞ
小児女子の数を一人も残ふ以陸こる
の給中にんを疑おし深くかあ
事まて又通さぬとそとハおし
又十数の村里よもかふ以忠信の人あり

うけ給ふ良んぞり時勢を知り義理をさとる人ふらんや兵書馬論
書を著し予の心ふ面を申吟せ彼ほんを改め滅亡を免んとす万
民をに安せんの本意をよかあふをうよせよ

此書平再版第る州の書と治千季乙巳攻事撮要と
正院八年癸亥春三数をして著る給をさとあり癸亥
前此を著し事ら若給る事を去給
の書ほよ事ら詳ある事を去らん

再び第馬州よ治す書に曰宣旨曰天分百仁を受ること八万民
皆同如し吾を好こ悪をふくむハ法ありて世界の人を信
智ハしめ好ふ同あれ分性の善をまもの欠
分をる事をし今第馬の矮人ホ小給よ何つまり居住し同しひ仕る
盗賊をおして悩る不死し天分寸をる各おのる
よハ仁ら和とも小給すて石山土の性なくしてうすく植物耕作

よろしく〳〵と海中の離島風俗もありかく
大概海岸平坦をえらびて舎を〳〵仍俄をすゑぬるきをえて良久を先び
かやうよ色を那すし手を先をあこをむかて無九の父員我人なお
池海まして智あり義を慕い俄を
帝王ととをおし第那海南梅市
おくむとおふ子孫あくの為俄をきてのそ我志行をこの
手をけんとおもひよ自我死せり〳〵無九若我仁先のをを
ゆふめ父ク治世をこうをおもひこをを
大小位を論ひ下を按け農緑をかち田宅をえ下せ〳〵冨老の歩を
拡き一名代官ホ治方事をい衣緑をえ
みて上田の地よ亜各農人と那し耕作をして仍俄を免し九而
えをぬこをふくを礼義の風俗なおり福利を世こ住んでおふよ
よう〳〵やや農業ハ池りしてハおらすつ若よ〳〵会ふとして農業を

なきんとそひて十二月よ路中の支配の後をえをハしてえをを
結け会お農〳〵ホ為方が於〳〵中後を討ふ。そう〳〵をおき抱せえ
式員於〳〵於〳〵歩行角と新の那地せ〳〵よせよ国来住人ホをそお
〳〵よ方ち当し弁後の客人を中付衣種ををしを理を逐九
ホち方乃路をホ治ホ為ホ無離散の憂ホおそ〳〵に方
ホ文兄子孫工連見ホんと都ふ者をえ仍利ホり文速を〳〵礼四方をなつけやすんするハなを
出しをきんこと仍利ホり文速を〳〵礼四方をなつけやすんするハなを
帝王のおにし武威をかをし志をかるを征伐まらハなを
御をそふねもよりおもり礼書を中付我国の民も彼をの民も同ホ都
今を改あ承う生理を抱を〳〵免我国の民も彼をの民も同ホ都
なをこと叶ふ都なをよ

此ホよ字員我都合南海ホの角を法ひ千民とう作り居
らんとおもふとえ〳〵よりえかおるまて此事ホをこの状況

通事ホと中野ヨリ呼ヲ其ノ名ヲ知ラ
余裁判仰某訓旨仰集ヒ書ホ於テ一書ヲ擬シテ初ハ
ル時方ノ人多ク深ク咎ヲ我ヨリ中ニ
事ヲ強シ不延シ其ヲ受ケ使ヲ以テ表文ヲ献ス
絶ハ蕃馬ハ数疋ヲ献ス
ヒト八蕃商通ノ内ノ雄林ノ地ヨリ
シテ肥ス土ホク耕作ヲ
高貴ヒトノ二酒中ニ人民海ヲ
まぬるヒ若ヒ若ヒ者ノ米穀ヲ
ヲ免ンヤト余ヒ
ヒ為ニ
四百年ヲ

云州ヲ
若ヒ若ヒ
海一ロトシテ
云州ヘ
ヒトヒ
ヒ西
境ヲヒ
セラルヘキヲ
云ヒ
一件ヒ
州ハ助ケ

若國之ごとうけ給はるなるよ
我州を称して孝子の国と称せらるゝかゆへハ我王ハ孝子の
誉をきゝさることなかりしゆへ也国風仁政金城一玄州の人に語て
曰ふる時ハ我王爲ニ感涙ニ而ハ
誉ある時ハ我王爲ニ感涙ニ而ハ
ぬて我おや存命ニ我州の実情の我をこひやうやう公事ニ
御なあるハ我王即位の時我邦表文を
笑を含ふものゝはし免ふて
鄧芝を呉にをハし通文をもて
内なる故鄧芝こゝろの
請ふ此事爲ニ如何国ニ秀ゐ表をたてまつる
きり今表文をもてハ
宝物をやふるの

攝津國の西宮馬場に住す書家
号我邦史書は我ならでなし
ものし
ものなり
ものなり
ものなり

半左公義の書給ふ事ども儒官吹毛して定論一ありてをさ〳〵いつとり
の説をおせう近世諸儒論ずる所のあやまりぬくとうむ〳〵以下
おもの所のやまりを書せずして藤原の云ふ所のてく我州の人をまた
採錄をいるゝハ元よの俗年てあやまりをそゝさゝえハあく〳〵以下
事正しき人まて官長に信用せらるゝ今ヶ條の
其の人ども足下を以下其の中にてハ各別の人と存ずる今ヶ條の
如きをてあやまの人よをしらぬ事ゆゑ我をも
とハ識ら回おまして文もなけれし條ゆゑ
仏あの中遠をはらきめ仏来のゝ説をは
元禄己卯の夏州人自新編ゝ
ゝ云州のゝを論せし説をはそ我裁判平田某ゝ迄云ふおそら〳〵
きよく考し所をのふ市孝長ゝ三書論よ州のまをのてしゆく
此書中よも孝良ゝ説を弁論ゝ

我府中御村新数多あて説を撰して曰元禄卯の夏 東那郡
ゝ作付仍書ゝ小村分州府の人口を多くて
小村をきふゝをゝ州府の人口を多くて慶安四年其
孝回知洪回知とお法し未除一千余事し内三百ゝ白米一万二千石余
加一ゝ万法元年裁判ゝ田一町ゝ米四千石ゝ換ふ令ゝ一万六千石余の小千四百八拾
本除百ゝ白米四千石ゝ換ふ令ゝ一万六千石余の小千四百八拾
石よあゝ夫米数ハ苦数布帛ゝ布帛ゝ米数ハ苦数布帛ゝ
布帛ハ仏ゝの土産我ゝの用をなす米数民命の私ゝ布帛仏ゝの
米を食ひて命をつぐハ仏ゝ我ゝの民のごとし
我州布帛の米価一千五百石基肆ゝ文いまて我州ゝ属ゝ
前ハゝの家ゝの事及び病あるゝの事を倉し老少ハ麦ゝを
ゝ与ふゝ麦を服ゝとゝ麦を知ゝて食ゝ米子悪食を
もちとするゝのを論して曰そゝ之論いたしくてふきまて

飽と食ひ安楽を求むるの下とさへし州人麦を食ふまを
知ること知るべきなり況や州府及士民の
米を食ひて粉麺の米を食ふをや
さし公貿の法あり我州の士庶ら代ふに買ひ求めし木綿
布又白米を換ふ一と変かへをさへ貿易の乏ぬさらへ州府の人の
麺の米を食ふその価をれうたんやや本途布穀の商賈止るが民食ふ
害ありを況や買米の止む時ハ民食
食ひ者の禍もまさるをや庚安兼而備置万治の
飯民を上方へをすの政をなさを
を米と換てしむる万治元年 大浦格を定しより
も行ふ也し寛文二年上士馬三の地利
石銀とを負ふ事等買米を揚ふおふをを石銀を揚ふおふをを
納米ほどもまさるべき上士も地知行のみ納米格を揚ふしもなり

就ハ元禄未の年寛文二年にあらたに
地新切の時ハ免の法あり
高良法とをの法あり
やむるの時をし免の法を定て稲麦大豆小豆を納免基肆
納米と一ふしを皆元禄未年
寛文二年の新法我州ま利あるこ
るにあらずして稼をかるるあるのみ
相場元禄の士ら寛文よりハ
寛文二年上士より四中士大小姓下士徒士合四百四人禄米二千
三拾石元禄十二年上士中士下士合九百八拾人禄米一万
四百六拾石下士ハ代数の
寛文延宝の百我州多く上方の
家よも永下人を立むるし店お
地をみるんせたおあり

十年切の下人等海ら少浪多く町人てる
延宮八千考ら不上方の生八千
天和元年考ら不上方の生七千
二ケ村よある右一千一百卅拾九人
生まてそれかとても上方の
当上方の往来文ら考ら不
郷村弘山共ら延宮ら考ら不
府中よある右三千三百拾九人
銀山よ行ら人
銀山よ行ら人
下知し今ら考ら不
ら右ら百廿八人ケ村よある右一万
ら右ら教宮文ら考ら不

今府中の町数二千ら右人数一万
ら人ら正保ら前人数七千
民ら活ひら信使あてら
下ら右ら右ら
ら農民の子ら家業ら
ら右ら信使来聘ら
ら右ら浮民ら
他州ら産ら
ら右ら
へきふら
ら右ら
公行の仮ら

州村只今之通人数を考え候に毎日基肆者共の
納米も定通之事に候得ハ今年ハ人数を以村々
移すの御掟と存ぜん仁村の年貢大方二千人の食て行内の人数五
六千も有之時ハ新て移さゝれ村一村ニ悉く絶ゆるの災も候ハゝ基肆
者共ハ

ほーきう為ふ子を賣ろこ浮民を上方へ送むも知仕をふ子を
賣ろさるもの（て一段く九ふ諸ふ知行を多の制法すろ其土地の
分際よりてそ多ろ〳〵ふ種を多ろ郡常の倹を多て土地よ生ろ
物を種とて我邦半法ふと其ふ我邦仕事ハ一年一夕の事こ仕ふ
ふし或ハ月前の便利を思ふ二ツおろ〳〵ふ事こけふ通をあふ公
貿の法ふ町人よ中付他ふ買こせしむるハ我よ於ろ〳〵害あし
公才を米よ換ろ時ハ國中ふ買ふ多ふ害あり
州人飢餓の米を買ひてハよろふぬ次第多ふる倉を倉ふ置ふ
宮て米商人を招し米を中ふ買し免州人こ米を賣ろ〳〵報とも
ふし公米沽券ふ系ふ物ふ換ろ町人をふ上方へ賣らせ代價を
ふ收て要用とし我州及基肆等ふの法ふ貢すふハ人を移すの
費こありてまふハ米を買ふ及足達ふの費となさハ

基肆等文の富民賣ろ所の米町人をふ買こせ府内ふ溝ふ
米多を列ふ〳〵作蓄ふ面をふて
十年ふ後州府の利政ふ多ふ
次男三男他人の妻子とふ
ふの姑府内作蓄ふ多ふ
ふ事ふ納ふの新ふ多ふ
公貿の外彼ふ多ふ貿易の
貿易ハ元来町人の業ふ
ふ八月ふの利を多り根ふ
町人ふ定上をふ納ふ知行
若ふ余ふ〳〵ハ非ふの倹ふ
咲ふ宮文等の法表郡石大方米一石ふ希緑寡ふ
紙をおく共一緑ふ米半ふ

そを越へ如此大凡の家も人数を減して貿易の
道衰へ町人の窘工減るの時に当あるとも仕方し衆会する多数患ふるん
若士を基肆害父に分ち移し
こと能ざる迄減まくし二千石あるハ弐千石
府内五人を移すの政あこらハ人数八千をおり々村の人数を合て
弐万四千五百中酒酒焼酒醤油等の
米数一万八千人を害るべし
仁村の人数七千一万五千より府内人数
二万すべて一万八千人今々村米を
多く米をほぐしみて府内の
二万四千人あての食を以一万八千人を
しかと紀日にあふて又仍を免さる政あり
雑き日ハ如此時ハ百姓の公租を免さる
士の下賜をなふ

今橋子初め其外又公役より行時ハ其家の農功を妨く負民ハ海
農功をうれて其報を支給すべき格をなすも若公役の時農民を
ばこゝにして其おゐ報をなすべき格をなすも免る時ハ家
治農業の力をなすべし

于鰯を村々より府内ハ各他ふ高金銭別の差

今于鰯を高貴とそ言ものハ府内ハ各他ふ高金銭別の差
民ハ于鰯を四五百年若干鰯の価を
報おまを納めさる時ハ多民も買ふまじ
農民多りあるその八おちの田地をとり仍け他人の務よりそのよ
仍の之村こ村小屋をたくさんもの雨とし
五分六分位のもの余荷をかけて其もの家をかけるの年のふ足を補ふ
府内の士仁厚廉潔ふして時の務よ功者をもち右二人とそろひ二人ハ
四ツの民こ其為して納米吏分の信ある格し人数八千人の食のおまる格し

四ノ人ハ別ノ村ニ移ラヌヒトニ二万人ト農人漁人名ノ家業ヲ大切ニ
ある
腐地ヤシホヒヲホサヌ様ハ家ヲ高クスル時ハ家ヲ高クスル
多シ今農人ノ海ヲヲ知ラヌヨウニ漁人ハ農ヲ助ク労功ヲ通シ事ヲ
漁ヲ考テ語ヲヨクシ
味噌ヲヒケ地ヲヒテ生ヲヤシ五年ノ後ノ俗ヲナス
貧民海ヲ取ノ法ヲ食ヒ
ヲ味噌ヲヒニテ食ヒ漬物ヲヒ
ス
農人農業ヲ力ヲ尽シ婦女子ハ
ヲ植テ蚕ヲ業ヒ今蚕ヲヒ
ヲ着ル衣食ノ業ヲ海ヲ
ヒ
塩ヲヒ者ハ塩ヲ焼ヒ署所ヲ設ケ海ヲ通ヒ安キ日ヲ
ヒ民ヲ上方ヘヲシ仕ヲヒ
今年考ル不ノ村ノ人数ヲ万ヲ
第ヒ者ハ大方三ヲ七百五拾人
鉄炮ヲ或ハ挺ヲ猟師ノ仕炮ヲ
時ハ三ヲ七百五拾人内ヲ百人ヲ
五拾人ヲ粮ヲ持テ海ヲ渡ル
減シ人数ヲ時ハ兵ヲ減シテ
六十三年ノ間ヒ者ハ
海ヲヒノ村ヘ小船ヲ
小船ノ同付ノ貧民ハ小船ヲ
村ヘ家ヲヒ一月ノ粮ヲ
大豆ノ粉ヲ

…ず…城寨の時は老たるも婦女も力をあはせ防ぎ戦ふ事なり…
…西よりは東へ…西よりは移せ…　衣食…鍋釜…牛馬に負せ…
…兵卒…の衣服…の移す時…
…まぎれ…兵卒の持不離身…
…よく油紙…城寨をかこみ…
…鉄砲を山のそこ…
我州山間の平地…
陣村隊々の兵卒…
城寨し…
…
…

人の世よある志を以て至ハ心まで不志ても世よある人なにて
生て居らし み日人ハきをはゝ〳〵さとも必月夜の憂あり 孟書
人君なりかと記事を陸よりそめ
君をうやふの陸と云我君ハいさ免
ゆやとて君の恩をあり免居ら陸
太平更いとのあり此をかまりをきさめ遊ふのに日月をこれハ禍を
まもくくとのおし〳〵をもとこもをきり
〈きもの〉

擬裁判与訓導書府中鄉村戸口多少說便是二
篇互相発明者也庚子之夏友人讀此二篇以書
問余云當乎海路梗塞之際令以一万八千人之
食充二万四千人之養一人所得日不過四合謂
之一時救急之策可也恐非經遠保久之道也自

諸執事以至奴僕均分米粒同其労苦而官司有
廉平之政下民無邪戻之俗凡此數端一無欠缺
或可以支數月耳然民無恒産因無恒心乃古今
之定理而數端之備未必可保則終必有煽動爭
奪之患而内変之生可翹足而待矣且州府二千
人僅有充飯之穀而無味噌塩醋醤油之具加之
衣服屋宇無所取資何以經遠而保久即願聞其
意余年老氣疲不能作書故辞而不荅讀者當求
荅意於二篇中也

右二百五十四字便此書改定成篇之後乎
附録也

津島紀略 巻之一 終

津島紀略巻之二

地理下

山川

三岳 其多分佳茶作候 尤俗三応の号あり 本州第一の高山也 土人
部の称号也 山をあら根山と云 三ヶ所と云 雄ヶ峯 雌ヶ峯 女峯の三の
山をあら根と云 仍て三岳とも云 仁田岳とも云
烏帽子山 如泊よりあら根山を経て仁田村も此峯にそびえ烏帽子山と云
磐方山 宇於多 大浦の西にあり 八雲神社名和の数多宮馬宇於多
山とあるハ是也 文禄年中秀吉公の代官毛利民部少輔友重
巡検し陳小屋を此山に建 古井戸今も残る
俗に毛利の古城と云 是毛利陳小屋を建しあとを云ふ 又ハ毛利より
此前も古城ありしや不詳
結名山 由比 仮名 河内の西より仁位頂まで平地の石垣あり 四方石垣あり 其

苦し狼煙を仰けやりの人を遣
琴を中衛大將藤原の房前よ送る書に招相の日女琴一面遣
佐名山の麓村と名づく
野口岳伊久知佐仙人の住給ふ所の百ふ所
住給の神山湊よありなを知る人なし
中比天乃法師の石船とて天乃山と云伝給ふ天乃法師の
白鳳年中内院村まで生る大寶三年天乃法師と
右し行給ふ仙人御手金ご御感ありて女の貢物を免ず其
上州中の諸人法師乃座を逃座
座地をあまたゝ其ハ法師の影ふよりてしと
三ゑに天皇御悩に付法師行給ふ
太上天皇不豫天下に大赦
を行ふ者ハ法師の出家を度ふ事
ありすのふ行を出すそを度牒と云ふ

作る内院の東谷に新坊と名付
不名東海新坊と名付
五中の百民を度ましまとすゝ法師ハ役の小角と同時の人なり
小角ハ御を導ゝ道ふ
志多賀の神山志多賀小麻の百ふ所
とて神山と名付てそ
大星山旅保ゝ志三根村の東わに
見山ゝ当田村の東よりて八雲神社
天神岳仁徳ありご神岳と云山上の平地ご不信ゝ大山の
淺茅山あり大山ご神ありて八大山
古物と云天平八ゝ遣新羅使淺茅浦ゝ泊る歌ゝ
万ゝ葉集 百舟の上ゝ泊る淺茅の淺ゝ
八天山 東海よさし出赤石と云ふ岩石清くして風景絶ゝ

その中石櫃のようなものあり この形似うる石もあり

金志岳 大越の東北にあり 天平八年遣新羅使帰朝の時ここに至り八月の紅葉のもう盛りなりし歌あり

紅葉山 もと知牛浦より浦伝いに行く道にあり 遣新羅使小判官大伴宿禰三中の歌あり 天雲の 遠き国辺に 思ふどち 行きし間は 紅葉の 散りまがひ 妹に見せつつ 万葉集巻十五

東北女松ヶ峯より万葉集巻十五の歌のごとく見ゆ

宇都多山 み良布山今いづこの山とも詳ならず 麻そ乃浦より八代山北岸の浦までの間にあるべし

城八幡山 志津の西にあり 山の北名ありて西流して浦を隔てて一なる古墳の四面石壁城のごとし 今は山頂の一部を残すのみ

あり 俗頂の強き東北面の法面は刈り城を築の後

建立せるとするも

城八幡 山の麓より鉱石分岩あり 双方よりそばだちて手形のごとし 昔時一時築きしと伝えし城の

きりて川分きりて一なる古墳あり 白目の大石塁の

白岳 志布多計 登志洲藻伝説の地 府内の小丘あり 万葉集の歌より 作一まの神なし

そこもひらおかんの神より雲を見ん作一のもの

按ずるに神八即ち神を指す此山の南面を神振山と云ふ 八雲

和妙名抄に曰る泥布留山と訓ず 万葉集に曰るの振分髪の振分

府内の後山なり名付けず筥馬の根八刎ねたるの山を指すなり筥の東北なる成相寺山なり古城あり秀吉公の時築くと雖も年歴詳ならず中村城を把ずと雖も筥馬三郎殿ここに城を築くと雖ハ万暦十八年八月十八日本天正十八年三月小田原陣後帰国白話を把前名付けざるの城を州境本州境みの山の城なん石山字を万府内の東なる山なり石山の南仮称山白木山と雖も連峯あり石山に接らなる亀峯ハ刎仮称山の前岩そ盤石を立てるを亀浦と云郵便信は金城一ヶ村なり亀峯海上青ま孤船晩泊亀峯下と雖も亀峯八之を指すなり

三根川 三根村より西海へ流る上縣郡の川にて夜仁の外此川なし
佐川 佐次村より西海へ流る下縣郡の大河こ
淵川上流 内山村を経て西海へ流る
縣郡の大川〳〵
須日本紀和銅六年記載して言上すとて女州山川の名に次へきも又は時を和とし八雲御抄名所部に香山を采山を采山等と詠し所を集歌枕名寄に名歌山寄馬とり
海浦
淺海 あさうみ 仁位與良二ヶ所の間にありて畑浦のむかふなる小入仁位の地をも海海とも云ひ西を西淺海と云ふ後の江の名なれ共淺茅浦 浦外浦の浦
淺内淺海 與良村の上こ亀坂と云ふより内淺海を経

やうて 西豆より天平八年遣新羅使竹敷浦に泊すの時大伴千生
使を宇多麻呂の事なり 万葉集に多かるまの浦 万葉集に多かるまの浦
女州女玉櫛笥 名きの多まもなびくしおやきて
即淺海のお 金木犀あり 俗に桂花
大船越の瀬戸 寛文十二子 ひろく心ひろき淺海と東海と一つの
宮を廻る川小船越也 四方の船等ハ州人小船を舁ふ東西往来
者ハ此あるを川小船越也 四方の船等ハ州人小船を舁ふ東西往来
越ゆ夫 船越と名付く小船を引きあらふ船をひきて宮を
船の杉小きを引きあらふ船越の宮ハ大船越の宮ハ大船越の宮ハ
和目の浦 府中より淺戸のむらけしおもり
し心 枕 天平八年遣新羅使竹敷浦に泊すの時大伴千生
淺海 宮船を舁ふく 万葉集に多かるまの浦竹敷浦ハ淺茅
西浦 淺海の東船越の東浦まて 宮ゆ

内院浦内院村の東南にあり日本書紀には不得等馬鉏海水門
此浦とさゝてう女川の浦にそゝぐ事なく又キハ此浦に一流より内
院浦の別号を浮津の浦と云又云百村の前浦を浮津浦と
云ふにさらんか
正府の浦府の事にあり或ハ正府とも云ふ和の浦をも兎浦と
いふ西北を東ハ浦とそゝぐ石垣を築造うけをして要地
築くをすべきの如き関石ありう
小船越浦小船越村の東にあり女川の北浦に注ぐ
船越浦なる地名をもつて名づけ海底岩の屋をなして石室
沖口の船越浦と十九里船越々て字八里
浦浜浦東ハ赤浜西ハ鮫浦の岸に海底岩の屋をなして石室
うたうふあり浜の名とする所の神社あり
浜戸とも云浜戸の事ハ後に詳なり

なるまでかりて漁めり古松石よりて清波浦を流る風景よし
鮫浦信仰黄金をも出風景をもしして詩を作りこ
妙見浜戸ハ海栗浦ハ鮫浦の北にあり浜戸の名と云ふ
号ありて浜戸の名と云ふ地の東目を通り鮫浦に往来するもの
此浜戸を通る
鮫浦鮫浦村のことなり日本書紀は神功皇后新羅を
攻給ふ時和珥の津より船を出給ふ事を載らるゝ和珥の浦ハ
此浦ならんか浦の入口より東北の方に当て関石あり
大浦大浦村のことなり文禄年中豊臣秀吉公新羅を攻給ふ時
は浦をはじめ毛利民部少輔元浦を始め諸将軍勢を率ひ
今は退給ふ
佐次東浦佐次村の西にあり寛文十年壬子始て此浦を開

往来の湊として関東をさす事必定也浦伝浦伝
赤浦を経て鮮に女州を添てこの三ッの湊と云豊浦経浦の号ふ湊戸
ありて浦よ浦よりの海の様子を考へ其内を葉内者として彼の
湊戸を通るたち紀州八幡よりも順風なれども通船をも伝伝浦八
船の繋き所あり即今海し伝浦伝浦と云浦八経浦大浦伝次第浦よりて浦
細浦小細村の西よりありて女州の船を繋ぎ時八此浦よりなるこなるべし
績日本紀に寛亀七年渤海の使渤海の東府吐号浦の西の
方当馬湾竹室の浦をさして来る海津の難風にる誠あるべこ浮ぶ
するまを我らまこう伝日本紀承知三年遣唐使第三船の帰
朝するの事の浦よ浮ぶのうち見えたり八雲神社名所部豊浦の浦
当るまありと見えたり竹室の浦の事の浦今何をの事

按るに平州八日女の地、元弥生の頃、神功皇后の胎内よりおはします時、平州を通り給ひて、天皇をうみ奉り給ふ、八幡宮の御生誕の地なり、東鑑に、当馬守源親光、八幡宮の御宝殿を修理して、社内に、八幡を模して石の井とおぼしきあり、殿上棟の文よりも、猶ふるき井とおぼしく、その井の守護神とおぼしき、八幡宮おぼしき、末社も、平州、数多のまま、残れるなるべし、中むかし、新宮を造立ありしとき、此地をも、造立ありしとや、山家要略、後記に、時に天皇の、御年、三歳、曰当馬伯八幡宮、とあるは、此地の、人住を開化天皇の、御代より、始給ひしを、神哀天皇、当国浦の、当馬王、御年、三歳、御座を、征伐し給ひし、此地をも、平定し給ひし、新宮を、造立ありしなるべし、

し流さんと、水に浮べ給ひし、日女の島、是なるべし、又津山と、名付給ひし、此時八幡、八ッのおんんの幡、降給ひし、所を、幡降と、云伝へしなるべし、平州の山、呉津山と、云ふ山、数ヶ所の、残りしも、多し、八幡宮、御前にあり、おほよそ、雑書を、記せる、八ヶ所の、残りしも、多し、神功皇后の、廟至、誉あるを、以て、名付く、神功皇后軍船を、至、誉の浦、と、御名付く、神功皇后、御子、誉田別尊、と、申すも、此地にて、生れ給ひしを、以て、なるべし、平州人、御子、建安王、と、申すも、此、凱旋の、時、生れ給ひし、八ッの、誉を、給ひしを、以て、なるべし、仁徳天皇、四十一年、皇后の、薨去、未、埋葬、せざる、内、皇子、八ッの、誉を、給ひしを、以て、神功皇后、御生誕の、地、平州、日女の島、是なるべし、又津山と、名付給ひし、此時八幡、八ッのおんんの幡、降給ひし、所を、幡降と、云伝へしなるべし、平州の山、呉津山と、云ふ山、数ヶ所の、残りしも、多し、八幡宮、御前にあり、おほよそ、雑書を、記せる、神功皇后の、廟至、誉あるを、以て、名付く、神功皇后、軍船を、至、誉の浦、と、御名付く、神功皇后、御子、誉田別尊、と、申すも、此地にて、生れ給ひしを、以て、なるべし、平州人、御子、建安王、と、申すも、此、凱旋の、時、生れ給ひし、八ッの、誉を、給ひしを、以て、なるべし、仁徳天皇、四十一年、皇后の、薨去、未、埋葬、せざる、内、皇子、八ッの、誉を、給ひしを、以て、神功皇后、御生誕の、地、

堂の高こゝろにて其地の西住にあり社壇も中し昔より知る堂を
建立に付社壇を旁ようつしかへ今なん八幡宮童形の神功
皇后宮船を飾り宮馬をそろへ府中御産の氣ありある若き
婦人をもとめ御産を延引致ふ今府中の神は白石あり
初生を祈る事度々の氣急止こと土中より出るくわのとしも俗伝て皇后征伐
伝給ふ神徳家の故よ神功皇后新羅を攻給ふ凱還て日宮
神社にて皇后宮馬の山中にて産し給ふ時に鹿肉を土器よりさゝれて伝ふ
曰今一時の飢を助るハ産肉の恩と産角を携ふる所以
なり故ふ志賀の神社よ納給ふ女州も皇后凱還の日山中よ
り持しまふ伝ふ有今いつとの山ともなし
和多都美神社延喜式よ上縣の郡とす此社ハ別海路を
引海の神をまつるの業にて初産ふ神也

縣郡の神社和多都美の神子と称をあし
鳥大玉魂神社延喜式よ上縣郡とす神代紀に決云八洲各
鳥の魂を洲成故神之宮馬鳥の魂を天之狭手依比賣とふ
給ふ時ハ鳥大玉魂の神社ハ女州の上神を依ひ給ふ免ふ何なん
今上縣郡の神社よ鳥大玉魂と云ハあし州俗古来よお伝て
上縣郡之岳の神ハ女州の宮ともそ神霊の氣ふ気を鳥ふ伝給ふ
鳥大玉魂神子神社延喜式よ上縣郡とす此社ハ耕作の業を
もしめ鳥の大玉魂の祝をたうとふし神也依こめしまや今上縣の
神神社鳥大玉魂の神子と名付しハ州俗お伝て鳥大子神社
古名村と此伝疑てしも村ハ今下縣郡よ属ス
高津魂神社縁日お伝記延喜式よ下縣郡にありと國造本紀に
云ふ魂ふる西原連己己命津倍の日枝をまつりある魂或ハ

多賀良武須比と云或ハ多賀良武と云恵と
祈回しる魂ゐる社ゐ州ふまゐして社ゐる魂の神社あるそのハ
ゐ孫建弥已已命社ゐ州の西とあり弥ひ時建立せらゐ州人
ゐ功をおるひ社ゐせゐ多ゐを社ゐる時ハゐる魂の神社ハ建
添已命社ゐるひゐ多ゐしこ今豆祖よ多ゐる御魂神社あり或ゐる御
魂の社ハゐと府内ゐあるとひゐ多ゐ州ゐ多ゐ多ゐ多ゐ多ゐ
鷹田軍殿ゐ助ゐ后の廟や史書ゐ崇漢の兵ゐ多ゐし時通祖をゐ
侵来の虫ゐを司し免ゐうとのよゐ足ゐう弥ゐハ礼ゐを以倒ゐのゐ
ありていゐて戦ゐのかゐち社ゐ命を社稷のゐ弥ゐ怪ゐ絨ゐ退で
民を助ゐの功あり州人氏廟ゐ祖ゐ社ゐる御魂の名弥ゐ同ゐ
る弥の誠をゐゐて軍殿ゐ社ゐ日本武ゐる御号ゐ以ひて
名付しゐん又吉田村神社ゐ宝殿ゐ移ゐる社ゐ州俗お
伽ゐて曰中ゐる吉田の前浦大蛇ゐ州人船ゐ多ゐ此ゐを通ゐ

その後蛇のゐよ害ゐゐ人家ゐ六ハ号のゐ通ゐありと
二矢をさしはさゐゐゐよのゐりゐ海ゐひ時射て蛇疵ゐ蒙り
ゐを追ゐて第六矢ゐ弥ゐ射ゐんとゐる時矢ゐ弥ゐ尽ゐ刀ゐ
とゐゐく笛ゐくゐる此号矢已ゐ来りゐを聞く飲んとゐる時ゐ矢を
口中ゐ射弥ゐて蛇ゐ死す此宝殿ゐ即ゐ命ゐ多ゐこと以
ゐて郷村の神社宝殿と称ゐる功ゐ人ゐ多ゐ
大祝(ホウリ)神社三代実録延喜或ゐ
名あり神代ゐ曰天児ゐ根人ゐ
さゐしむゐを布斗能比(フトノヒ)ゐとゐ大祝(ホウリ)の
祈ゐ之ハ大祝(ホウリ)の神社ハ天児ゐ根人ゐ社ゐ
神州の條ゐ曰津島郡ゐ津束連竜命三世の孫天児ゐ根命の
仍てゐる津島郡ゐ姓即ゐ天児ゐ根の命の孫ゐ州の守と

住一人あて都合の姓を出人なめて湯り大祝御の神社を天児屋根の子孫中州のものとあらまし時建立ありしの今下縣郡の神社大祝網と云ふ加志大明神と云ふ社あり加志大明神と云ふ社あり加志大明神と云ふ社あり

姓なり雷命神社ハ其子孫の建立歟
名付しハ或曰雷命神社古言雄ありと或曰今阿連の社ハ訛
此神と名付るハ雷命神社ともいまうさんか
八幡新宮の号ハ往古より有ける古来よりの社と云
仏家の伝より往昔を考ふるときハ八十四座三代実録
子孫なり此の時をもて我社建立ふらん本州神社續日本紀
是をもハ卯拾三年延喜式ハ廿九社
式のかぬもあるを以てしるべし書ざるの
八幡宮行宮本州式外の神し
石清水八幡宮の御せ式外の神とハ
續日本紀ハ天平九年十一月使を発
しより此時を始とハ今本州村里名神

社あり多きものハ三四座かきものハ一二座古来の神号を称し
皆ハ舊社ハ名を失ふものゝ又ハ仕慶をもて後世
別社を生るもあるべし此社ハ往古土の神と國より功労ある
神を祭る土の神ハ必ず民を教へ農を勧るをもて
神をもて一社を建村し名を社号として土神を祭り別に
神ハ皆其ゆゑよしありて功労人を以此社ハ会を多く州中等しき神の
宮る功労の人なりしを名づけ開闢等年代を久しき時ハ村と
ともに往ともに報せんがなり

土産

果部

山ぶどう　椿木子あり　椿俗ハ椿を木堅き也
俗よりくく曰慶長年中本州薩摩の杭子を植しと今
云ハしと云ハ誤なり椿ハ種あり葉を喰ふべきもの二種あり

民家柾子を製する法さらしかを加して殻を艾て粉にし
布こ包て竹の新桶へ入れ温き湯を桶の底より注入れ
柾子の粉より二寸許上迄入れ桶の底に穴を穿ちおくもよし法味甘くてよろ時
間毎に一度宛桶の中より柾子と湯とを取出し湯は桶の穴より流し去り
て再び湯を注入れ柾子は別に清き湯にて洗ひ清めて焼食しみて甘き葛の粉を交る法のめくま
しきものにして両ながら製のあきそのこ殻を去らずして作法あしく殻を去りて作法よし
昔寛中松平信濃君此方家老中この法を行ひ給ひしより民の食を救ひ給ひしこと年毎ろくちて
猴山を為め柾子を刻しおくなり柾子を多く植ゑ給ひしこの恵を忘れ
木の数より杉最多し村の山林各(数)杉を植ゑ給ひし毎年一ツ宛の材木を伐るの作法ここにて
山林ゆたかにより材木新こもり出ることよからん木を伐るの作法ここにて
山あるひは五箇年つゝ各早の患なふん豈材木新の乏きのみ
おらんや柾活方この山深き生そよく仕ふそさうい民の用をなす

一し油茶仕方なり 茗馬仕方 和布 麻角菜 食き民の食
草の類 畠より芋 茎菁 最よし油をとりて後の粕を食馬 油粕を食ふ
まして食ふそのこ魏人伝に茗馬ありと
地とふ 油茶 食ふ油茶も推薦氣味なよし
こま類 黄精よし黄精ろ食微苔ハ色も よし 桜の皮より油多
下ありて食さらもぬを藥とも農人藥を乞り 北よさらし小麦を
建て仕舞をき 也田のまやしとよろ事
多きハ作もよし也 即て乞らさる糸ハ作物もそくなし
禽雑鳥も多し雉ハ雄雌ともに日なの雑よりも大し雄雉ハ
眼のそこ仁の毛なり白毛首のまわりは多くの多とろり
州信お伴て事お地を和雑ふく中此鳥を海栗ふ
ふくて亜々仕ふく梨昌して中ニ
ありて光ちてろうそ余のろ春日なと
四しく鳥のろとハ之を

獣害也牡鹿多くして一獣の交配を害するもの也一牡鹿の食を奪ひ本俗をそこなひ又牝鹿を殺して後の生育を絶つ等の害を除かハ牡牝の人の用をなさん事今日
さんまむかし若しそこ実を除くまも牡牝の用をなさん事今日
もろも猶らん酒を絶つ第馬の初を牧而四不四子金疋馬多くハ
此皆しとあり按るにそのかみ牧不四良郷の牧かみ牧不四不今いつまのかみ牧不四良郷の牧といふをかく村牧而馬
虫形蜜蜂をと山林より生ず山林より生ず山林まて蜂の巣をとり蜜の味清くして甚し俗云
蜂蜜昌して多く巣をぬけて蜜をとるを取ると
延喜天皇の時古田の名称といふもの蜜蜂を養ふを取ると
往村多く蜜を養ふ桑樹多きゆえ桑樹多きゆえ
任せし時三万余疋を貢せしむ事を載るを以るの貢ハ三万余疋ハ一石四斗
まこれもなべの俗なる調足一ときろハ何し三万余疋ハ一石四斗のころ貢物なるべ

按るに本州今麻を植ざる処も亦古の麻布本邪ハ本州上田より計麻をう而
も中上田ハして麻を植ることも二万余疋ハかるまし本邪ハ宇のまゝ中ゑよ
なり至細目ハ本邪の特事なる蕉の未ゆて紡績ハ人芝麻方
績ゆる中ハ文益衛と云ことの親元の時なり本邪を
植ざる三万余疋ハ当年七月より翌年二月まで二百十二日
考るに三万余疋ハ当年の条を石塚ことの多元近世第々村
公役ある時ハ婦女も男よりかゝて織ことの源城し今ハ
奥羽絹縠鶴鳥絨なし絹内あり入時ハ綱をかして多く晒し
乾してたくさん田のおやしとハ布るおく北奥貢物そのハ布る多し北陸ハ下民生業

の一事なども農民漁をなして生産之業の八耕作の時を奪
ものより近き八漁をなす農業を妨るの功大なるをもって
その村ありなを勢るの功大なるをもって
陳氏錫の角ばかるを多を錫珠とそ
蚌八淺海よりあり珠多白多くして黄白多くして黄赤なる
本州去珠を初産事を――載せらるるところ
ふう蒼き久書よ本州淺海のもの
金銀弘八たくさんあり珠を得て
日本書紀三代毎年銀延喜式本の
州よ黄金をだし和名抄よ白銀
日本国土産修下に云金八東奥州
和名抄馬の字の注あるを銀を出ず
あるとのをもて銀をぬきうみたらん

津島紀事巻之二 終

みきりよ山線を掘りうかちて銀を
ことよ弘を得る事の本八山云の大材を伐り
多田地をそのふ本州山林せまく田地
事本州の利よあよ績日本記本州
きり手紙今八いたくも志良績日本紀和銅六年四月
注国郡よせる銀細布多事
多事を書付言上本州土産の

和漢年契所載
一我邦年号孝徳帝之時大化為始見于正史後世無異儀故此書亦治之而不數違矣然亦有
又嘗撿旧記大化之前猶有年号蓋昉於孝霊帝之時其後或断或不断以檢大化也竊疑是
當時苟且所為而未徧布天下邪史編何無徴也且其年号往々奇僻難可拠信而百世之下
又不可臆断其無也因今且並挙以告好古之士如左

孝霊帝之時 列満 応神帝之時 玉至 経體帝之時 善記 四年終 正和 五年終 定和 七年終 常色 八年終
教知 五年終一作教到 又曰殷到 ○按 ○宣和帝之時 僧聰 四年終 欽明帝之時 師安 一年終
大長 三年終 法清 四年終清一作靖 兄弟 和一年終一作明要 三年終 或云藏知 一年終知一作和
知僧 一年終或云 貴樂 十八年終 或云金光 六年終或云 ○敏達帝之時 賢輔 五年終一作捜
勝照 四年終一作鏡 照勝 四年終 ○用明帝之時 和重 二年終 ○崇峻帝之時 端政 五年終 ○推古帝之時 告貴 十年終 頌轉 四年終 光元 六年終 和京 五年終 仁王 六年終
節中 五年終 ○舒明帝之時 聖聽 三年終 僧安 五年終 明長

右大化以前年号

天智帝之時 中元 四年終 ○天武帝之時 果安 特統帝之時 大和 文武之時 帝大長 大化以後年号多矣然多不審年数後之君子諸補正之

津島紀畧巻之三

事跡

神武天皇朝

津島之祖直柏孫の祖は高魂尊五世孫建依別命を始祖とす直と
神武天皇の時忌部の守胡廷の命をうくるとの大和忌部の造
造化両国忌の造山代忌の造伊勢忌の造考ふ紀忌の造
建材縣を吉本の縣を津島縣直のこと又考ふ吉本
の天子より始まる事まさしくよ 倭山祝直造をいふ也その忌を称
出雲忌心建材八束考生の竹田ろ のごとし 当時八大和忌の四ツ有ま
志そも何の志そう称考て
もと紀朝の内心ゆゑの時倭人
東忌通盛九例よ三忌以前史書七ひて世よ伝て
和紀を作ると称り和紀と考ふ
百済高句麗の事心ま
多年一六朝の元祖

赫居世元年八月崇神天皇元年ヨリ
高麗年彼ヨリ地ヲ紹ヲ以テ知ルコトヲ考ヘ覚ル
ヲト新羅ノ内ヲ事作ヲ以テ
仲哀天皇ノ新
九年庚辰冬十月新羅王伐軍ヲ発シ和珥津(ワニツ)(壱岐ノ対馬)
新ヲ降シテ新羅王ヲ皇后ニ臣ヲ九年秋九月
皇后ヲ尾(ミヲ)ノ海人烏麻呂(アマ)ヲ
又ヲ俗(カ)ノ海人名(アマナ)ヲ
西ノ山ヲ雲ヲ
和珥津ヲ発シテ新羅ニ
テ西ノ山ヲトヲ
トヲ必把(ハ)ノ西海ヲ
神功皇后ノ摂政

ヲ乙酉二月 野日新羅ヲ討紀斯伐毛麻利叱智ト富弥母智
ヲヤリテ
欲ヲノ人ヲ
ヲ使ヲ秋ヲ
ヲ使ヲ秋ヲ
ヲ母ヲヲヲ
ヲ紀ヲヲ
ヲ新羅ヲ
ヲヲ
ヲヲ
ヲ

来て宮を焼せさる王宮を破んと云舒萬郎未斯品が曰
百濟兵八百人我八百年次や大海を渡り人を伐つて利を
失ひて八萬ても公及只さへ少き兵を防き侵さ
事を得さしめて王時至を伺ひ
人よりさるに從ふ事の第一こと云ふ王
宮を王の七年八月我百正天皇の三年己酉
日本書紀に載さる
題字 天皇の朝
三年丁卯四月新羅の高馬下縣の直を為雲の郷に使す 同上
従體天皇朝
二十四年庚戌冬毛野臣百濟より還り
却て死せり 同上
推古天皇朝

九年辛酉四月新羅百濟のこと迦麻多と云ふ
捕て貢せしを上毛野君小熊に
飾り天皇朝
五年癸巳春百濟大唐の客を表仁と云ふ國は境近使
旅舘に名高客を小墾馬と名りて還る 同上
天智天皇朝
三年甲子百濟馬飼を筑紫に
字名と妹史と改名せしも元年
新羅を主上を毛部醫博士と拾人百濟の佐平の称号ある余人
為る到り大山の中一字女をやりて信を為こ高麗の僧新羅
字名を到後ち改め書献物何ぞや名と云ふ使人云ふ
将軍の牒書一封書献物何ぞと云乃牒書一巳を紹雑ふ
さづけこを上るこ献物八只捨ておもらさるこ九月大山

の中津守の連吉祥丸中伊吉の連大宰の官を解して宮を治めしむ
るや 酒東 外二階丁卯十一月新羅使金東巌等
の新羅の城智馬金田の城を築く 日本書紀
十年 辛未十一月新日智る百済王子余豊璋を遣して
月生二日 遂久然世の君薩野馬韓鳥の俘囚及び布師
のそ 登米人等を回して二千人配流せしむ小紫
阿倍引田比羅夫 率いて蝦夷数百人を献ず 冠位
一階を授く 大宰府をして多禰島に使を遣して
賜ふ 人数多有るを以て別に其の
名を記さず
天武天皇の朝
白鳳三年甲戌三月智新羅王子金霜林等を遣して
調を貢る 霜林等を饗す

文武天皇の朝
元年丁亥三月智る金を貢ること先の如し 霜林等を饗す
先きに大倭忌寸小東人を遣して多禰島に
賜ふ 冠位一階を授く
二年戊子八月智る務大肆許勢臣祖父を遣して
新羅に弔せしむ 務大肆阿倍引田臣比羅夫
務大肆巨勢朝臣多益須を遣して
賜ふ 冠位一階を授く
三年己丑八月智る務大肆許勢臣祖父
務大肆阿倍引田臣比羅夫
務大肆巨勢朝臣多益須
務大肆大伴宿禰手拍
務大肆采女臣竹羅
務大肆石上朝臣麻呂
務大肆藤原朝臣史
務大肆紀朝臣男人
務大肆大宅朝臣法麻呂
務大肆小野朝臣毛野
務大肆阿倍朝臣宿奈麻呂
務大肆粟田朝臣真人
務大肆高橋朝臣笠間
務大肆坂合部宿禰大分
務大肆巨勢朝臣邑治
務大肆大伴宿禰安麻呂
務大肆佐伯宿禰広足
務大肆采女臣筑羅
務大肆石川朝臣虫麻呂
務大肆藤原朝臣房前
務大肆紀朝臣古麻呂
務大肆大宅朝臣大国
務大肆小野朝臣馬養
務大肆阿倍朝臣首名
務大肆粟田朝臣人上
務大肆高橋朝臣安麻呂
務大肆坂合部宿禰唐
務大肆巨勢朝臣祖父
務大肆大伴宿禰旅人
務大肆佐伯宿禰百足
務大肆采女臣朝獦
務大肆石川朝臣石足
務大肆藤原朝臣武智麻呂
務大肆紀朝臣真人
務大肆大宅朝臣広国
務大肆小野朝臣毛野
務大肆阿倍朝臣広庭
務大肆粟田朝臣真人
務大肆高橋朝臣国足
務大肆坂合部宿禰大分
務大肆巨勢朝臣邑治
務大肆大伴宿禰安麻呂
務大肆佐伯宿禰広足
務大肆采女臣筑羅
務大肆石川朝臣虫麻呂
務大肆藤原朝臣房前
務大肆紀朝臣古麻呂
務大肆大宅朝臣大国
務大肆小野朝臣馬養
務大肆阿倍朝臣首名
務大肆粟田朝臣人上
務大肆高橋朝臣安麻呂
務大肆坂合部宿禰唐
務大肆巨勢朝臣祖父
務大肆大伴宿禰旅人
務大肆佐伯宿禰百足
務大肆采女臣朝獦
務大肆石川朝臣石足
務大肆藤原朝臣武智麻呂
務大肆紀朝臣真人
務大肆大宅朝臣広国
務大肆小野朝臣毛野
務大肆阿倍朝臣広庭
務大肆粟田朝臣真人
務大肆高橋朝臣国足

の卽及三関ハ後山称ス三関ハ近江ヲ伊勢ヨリ東ヲ防ク者ヲ以テ名ク
時ニ宰ヲ置キ兵事ヲ掌ラシム此三関ハ東国ノ事ヲ以テ宰ノ支配ニ属シ
宰ハ筑紫ノ宰ト共ニ東方ノ事ヲ掌ルノ官ナリ
ヲ行ヒ宰ノ月付ヲ以テ官人ヲ挙テ政事ヲ行ヒ
さとら一処ヲ去ラシムルヲ以テ法トス此ノ令ヲ以テ
武官及ヒ大宰ヲ以テ為ス但シ令ニ依テ
日ヲ経テ未ダ到ラザル程ヲ以テ後ノ時ハ
ラザルモノハ令ノ日ヲ以テ論ズ
八月ヲ以テ正月ヲ勤ノ日ニ当テ廿日ヲ以テ
元正天皇ノ御

岩志太宰　壬戌四月大宰ノ管内大隅薩摩多褹ヲ以テ
ホシ国カラ事ヲ以テ
隼人ヲ以テ府ノ官人ヲ指ク政ヲ
隼人ヲ以テ
聖武天皇ノ御

ラシ
ヲ
ヲ
ヲ

まてみ給ふより給日本紀
天平八年西子遣渤海使従五位下阿倍朝臣継麻呂等蕃
より還て死せり 同上
天平九年 丁丑六月 筑紫を始て天下の百姓の半ばを
やうてなかば病らし死ぬ此年の人をやりて其業を令し
天平十一年己卯三月詔よのつまる小豆宝令と為て天下に
布とあつて未だ日の如きを以てを行はしむ
従四位上治部卿苅田麻呂朝臣吉上より従五位下多治比真人伯
任百官下多治比の真人伯より従五位上若
狭鳥飼の連乙麻呂等に治らしむる事白丁を尾張
等治の為をまさしむる事尾張の小治ることを人
政をもし治の制ものとは弥よ徒隆
とあまねきが如く鳥かつと

社稷の守仕まつり朕ふ漸仕るよりて仕んと天下を平の典を
収をまつりて孝子順孫をやすくひをやすくひ物を
すきひのおらぬをやすくひをやすくひ物を
往古を平物をもさを鳥のやうなる人やめやをふ免なしるのを一い
そ外の郡の庸を免し百日史生を仕ふ物を仕ふ人そ
て服を仕さしむ
天平十四年 壬午八月丁酉の勅よ大陽薩摩を征伐馬
多襲等のむの祖人の孫八代前の百分歴府未考の地を
八隅り経料の孫七回を多襲の三隅の擬
部を平安隅と人ありこれ等八代前よ附て
法事をや上よ仕丁 隼二よ
新撰三代格よ天平十六年七月廿三日太拳のまま考弘治の治
西第四七時仕まむ百列よ三人て系よまま

三万束も毎もおし手利息を以
八試挙の事を休絶こ依日女祀
依ふお挙の正祝を定ふことに取あり仕まつ
こを為よりて

慶雲朔

天平宝字三年己亥三月庚寅太宰府が言上整国の武を考
るよ指多大津及そ故多るお要害の所よ形百艘以上を並ぶ
常の倫とし今新しく船の事開う動を要ハ公義の来を
待り公役の今よ造らしむし　天平宝字四年庚子八月甲子
勅よ大隅薩摩二国ハ多漑多の西ハ多夷哥なく
なるハそもそも居仏をるらーひむおし猶ゆく利をふ私の
そのを化ふ正貢おさんとまるる熟あまて往事向中ふらいう
ふまるよ仍そもむ（なまも左掌に納むる下の仕ふし地子の内

より各々その方来稼よ七ふ百束日よ多来史生よ以下
百束降り役儀の助かとしそをふの勤を免むて
天平宝字五年辛丑従四位下藤原朝臣を東海
道の節度使とそを発遣の取状を奏上従下従帯陸上地武蔵下総
按二鯵守従帯陸上地武蔵下総按二鯵守従帯陸上地武蔵下総
内そ四百人は船前のお二百人多男七按八人多そそる武按
義を西海乃節度使とも兵部統領船前のお二百人八第る従正四位下吉備朝臣真
ホの八ヶふをして船乃郡按人を徴そ兵士を方郡そ三人多男　辛丑人
多男四よ九百郡按人を徴そ兵士を方郡そ三人多男　辛丑人
ならう馬をおひみ日乃郡の陸を行しめ　兵士よ八兵器を公役よ
造らしめ

称徳天皇朝

神護景雲元年丁未九月乙
去位叙従五位上田三町 畠五町 二位雑穀五万束を賜
し位の公位の位とし
神護景雲二年戊申二月庚辰朔日の上る多の雲あり右大臣従二位
采女夫死後哀しみ死ぬ序を墓の例より造り毎日
特進行孝義のこと感ぜり門閭を表し復ぜしむ
年貢を免し一生を終ふしむ神護景雲三年十月丙子詔して
級給金和正ある八拾七人及び案内右三十九人多るよ到る
光仁天皇
宝亀元年庚戌夏四月辛巳朔日の上る多の雲あり右大臣従二位
従日本紀宝亀二年十二月己未朔太宰府より上る俘の移六位上
村上墨縄本姓を多るよ造る俄よ迷風よ逢ひ多人よ溺し
穀も沈む物失

宝亀十一年二月庚戌朔
筑紫及び多禰嶋に勅して
をもうさしむるの水知
桓武天皇
延暦七年戊辰(ママ)従八位下
姓を秦の忌寸と改む行うて母の姓をうけ
延暦廿三年甲申六位上
於ふ者称を改む 延暦二十四年乙酉多る
対馬嶋下県郡より到泊て大使多一船
去年八月十日対州長渓県より到当ちに六月六日より船多る
到ちぬる日を後也
平城天皇
大同四年己丑秋七月甲子
大使四人大体去成下ぬて浮

御宇以大風麻呂為大使罪人を糺明せしむ
仲し大風麻呂以罪流罰に
清寧天皇朝
弘仁四年九月廿九日戊寅大政官符為る脩史生二人を減し
て新羅の通訳を置く事大宰府今も改よ曰新羅の船
得停る事為る多通事由る宜く脩も史生を減して通訳を置
教宣を加ふ仍為る史生二人を減して通訳を置
而今のごとくなせよて
弘仁格に已亥年月成成大政官符曰按因ふ宜の内よ
あ子仲ちて帳面を延引ちて年を送ふ帳面を
年上よ位を出ふ九月の按ふ必宜はこめの内よ年事あらかと
かんん東海乃坂東山東ふ陸乃神濃ふめわの山陰乃出雲ふ
北の山陽乃西南海乃土佐あらふ太宰府之部の

大隅薩摩日向多褒為る水の五九月の内風あの按は
十月の後ちちる例行の内通計を処ちて三校の外ふ後ふ今
仍後ふ例とせん
弘仁格六年三月大政官符よ為る脩史生を免博士を
置事右右宰府の牧よ曰為る脩国の牧よ曰此脩大海の外
よありて隣ふとし史生も才其人よらを後事ふ滞ふし
地ちきのふさく博士ありてふと脩ふ此宜あし疑の事をそ
仰あく隣ふをと曰ふ乃ふまもなりかそく交國し客ふ時ふ
名籍ふ時ふし書符をか問ふ為ふ
垂仁紀に敷く云ふの新羅よ
云ふく脩乃博士を
史生ふ人をて免博士を置てし
仁明天皇朝

兼和四年丁巳二月戊戌朔壬子縣社
胡簶(ヤナグヒ)神子御魂神 伯耆縣社多祢神
久佐(クサ)神大祖(オホヤ)神 並に授位
兼和七年庚申九月丁亥朔壬子 宰府に
の内風波忽らく 途中貢調雑物の
並に乗れる 船 八大 波を凌ぐと称して
穂の内一穂を祈らんと 乞さる
今年十一月庚辰朔 和多都美神社
伊銀山神 並に宮社 つかう
兼和八年辛酉八月丙辰朔 宰府の人百四人を
古社の宮
今年八月戊午朔 伯耆縣神 授位
兼和九年壬戌秋七月戊午朔 王二百四位 上に

文徳天皇紀

承和二年十二月大政官符ス筑
左宰府ノ牒ニ曰ク僧ノ曰ノ牒ニ大陽饒歴當馬
ノ正治ノ後師ヲ民ア者去十月十六日ヨリ今大陽饒歴
ヲ改ムノ正治ハ旧例ノ如ク後師ヲ差ス又後師ヲ差ス
供奉料ハ毎月二斛四斗 法服ノ布絁ハ其ノ官ニ
地ヲ以テ布絁ト為ス有府解状ニ依テ官ニ
右大弁勅ヲ奉ル承和十一年四月十日ノ格ノ如ク
僧ヲ以テ選ヲ補ス 筑馬治ノ寺ハ正府ノ
天安元年丁丑六月庚寅ヲ以テ宰府ヨリ
治上縣郡ノ擬ヲ以下郡ノ川知麻呂ノ擬大領直浦ニ
従堂二百余人ヲ率シテ七位下ヲ以テ
正号ヲ従右授人等ニ従人ニ
二ヶ日ヲ経テ筑前ノ国ヨリ飢饉相
承和十二年乙丑六月癸午ヲ以テ宰府ノ案内ノ説ヲ考フルニ去
弘仁二年七月廿日ノ格ヲ曰ク博士医師教授ノ学校ヲ置ケル
交代ノ限ニ非ス ノ文ノ考ヲ以テ
蔵野ノ如キハ当ニ内番ニ六考ヲ以テ
外考ヲ以テ八考ヲ以テ ノ如キハ
ヨル事得ルトヲ宰府
ニ非ハ其ノ信ヲ内修ヲ
ヲ以テ馬ノ正治ヲ
承和二年乙巳二月庚戌ヲ宰府ノ
ヨリ地ヲ以テ若干ヲ
除キ管内ヲ

物有貞祥ぞ今まで
を年法師

今年秋七月幸亥右宰府小弐藤統経
入られ及獄中ゟ死亡し実ゟ衆知之処
天安ゟ成亨二月庚寅ゟ立建正拳を執し幷官舎
民屋を焼しとの刑官ゟ依而
今年十二月庚子八日乙未大政官奏公卿
弁少納言以上并弁官会
而松大人を率し左仗ゟ出建礼門前
列拝し群臣ゟ訖ゟ宣制ゟ
十日以前ゟ之間ゟ吟味し奏ゟ
いまゟ三枚日ゟ清浄み皇太子未
うせよとの
清和天皇

貞観元ゟ己卯五月戊午廿七日甲申ゟ条ゟ七左弁官位階を
進免ゟ位を進ゟ事状を
多紀ゟ弾ゟ弾ゟ弁官位上を極ゟ
今ゟ三月十三日大政官符
せさせよ
右左宰府ゟ解ゟ小弐藤原朝臣
る時人ゟ四月九日ゟ状ゟ
人ゟ
従六位下日根ゟ造
を以て曰件ゟ厨丁六自今
者八箇ゟ
よろ
廿一日ゟ位ゟ

符統ゟ防人十二人を減し五条
丁とみ
(後山考ゟ新厨丁六人宰府ゟ
符ゟ新ゟ人ゟ)
ゟ統ゟ防人
ゟ代ゟ
ゟ
ゟ

宮府ニ回タ宰府の牒ニ云く管する俗の投ニ云く延喜七中
年五月の人ニ云ハ防人ニ従ク海路ニ沿ヒテ浪花ニ泊ル
百姓ハ云ハ弘仁七中ニ疫死多ク戸口減少ス多ク無事ニ
防御ニ従フ能ハス旧例ニ通地従ヒ来ル人ヲ以テ防人トセン云々
勅ヲ奉リ弘仁七中ノ例ニ依テ陸地ノ防人百ニ人毎年ニ
ヤリニ従フヘキヤ否ヤ未タ其ノ可ト否トヲ知ラス仍テ
事ノ具ニ状ヲ以テ申上ス謹ンテ処分ヲ請フ其ノ北辺ヲ守ル
ハ専ラ弓馬ニ在リ南海ノ人ヲ以テ彼ニ遣ス仍テ
太宰府ニ令メ簡ヒ点シテ差シ発シ遣ス 十二月 癸巳朔 己酉 太宰府ニ符ス
云々 承和十一年 七月十九日 符ニ曰ク弁官ノ下ス所ノ
件ノ例ノ解ノ厨丁ノ事ノ人三ヶ年ヲ限リ 嗣ノ如ク丁ヲ差シ遣ス
ヘシト云々 天長元年 三月廿七日 太宰府ノ下ス所ノ
符ニ 彼府ノ牒ニ曰ク弁官ノ下ス所ノ牒ニ曰ク 延喜
七年ノ格ニ云ク 応ニ差シ遣ス防人ノ事ハ
ニ従ヒ 一ニ依ル 承和十一年ノ格ニ云ク 応ニ差シ遣ス防人ノ
事ハ 一ニ依ル 天長元年ノ格ニ云ク 応ニ差シ遣ス防人ノ
事ハ 一ニ依ル 仍テ 勅ヲ奉ル 依テ 件ノ如シ 符到ラハ
奉行セヨ 符ニ曰ク 弁官ノ下ス所ノ符ニ云ク 応ニ差シ遣ス
防人ノ

新羅の調人百廿人を十二人減し左京及下部の厮丁を徴
て代りハ南地の人を以てお補ひ給へ抔彼是よろしく公私共ニ
按ずるに仍て宰府の戒飾を新羅の王子并ニ
厮丁を定事ハ新羅ハ陸地の人を召連らん事を仍て府の
戒飾を待ちて送ハせ給ふ事ハ右大臣
勇勅七月己酉三月壬午廿二日癸卯筑前国糸島郡
筑紫山ハ三郡ニ亘り田畝ハ田籍ニ登ざるの為ニ三郡住民
為馬路上県下県の五郡の田籍の外ニ
今年五月 辛巳八日戊子勅して筑紫山ハ三郡ニ亘り布施大宝二百斛の利息を以て布施ハ参の
領ニ相当ニ三郡住民ニ
そを利息を以て三郡供ニ
今年八月己酉十五日 癸亥宰府ニ
ありける山の事より岩を抜き
ハ
ひとりして今ハ
去夏の
新羅ハ
并ニ
三代毎ニ
をもて
山春永
海ゆき
名ハ
人永留
そを

[illegible]の人下部の七屋麻呂鷹をとらん為め新妻捕らと禁獄せらる七屋麻呂彼女材木を引きおひ大船を導き戦をうち角をさき守の人を回ハ答回答馬飼をきるを七屋麻呂むおるる守の人を叱けり事をおりけるを以て七屋麻呂獄をいでゝ海付の伝部をして妻子の回形をもとめ絵流の七人をもつて太宰府例のごとく人下部七屋麻呂を禁獄せしめ又武比売の許をいでゝ七人をもとめしかるに回答なきこと二月七日自杖子を伺んとて七人をもとめしかるに回答なきこと二月七日自更に名取海付の伝部をして妻子の回形をもとめしかるに回答なきこと二月七日自

節とし名物の俵と せん邪て
今年三月廿七日従五位下沙弥勝尾把麻の授刀
寮を罷めんことを奏すのことし今年三月廿九日辛巳従五位下行
勝尾把麻奉風奏上之文従五位上小野
朝臣石雄ら家の牛皮の鼓二枚陸奥国
所出弘仁四年絨の古敷去延暦廿年多賀城を
修時石雄渡甲と志絨従五位下勲六等道嶋
朝臣八束の皮の鼓を献り勲六等道嶋朝臣嶋足
従五位下ゆるしを牛皮の鼓二枚陸奥国
今年六月壬午七日癸亥太宰府言す新羅使金
今年六月壬午太宰府言す新羅使金
動し報ずる事二条を占ふ第一条に隣国の兵事を警しと動せ
筑前把おそ従宝馬おそ従ふ班を作ります

貞観十二年八月辛巳朔八日戊申自覚先太宰馬守境彩真
やことまことに信しうまく免らるる事をおそらく予師ある久八右ちの教
何ちとも何して更に新と鴻臚館を学び戦のたましを
彼此細術を学び戦のたましをたまし兼く練まん八為らく八
名幸ふ廃しうとうん那る八誉師を任し
動しき人を選び誉師を任し奉て永式とす
貞観十三年辛卯廿二日癸巳自覚先太宰府申
去九月廿四日発巳十二月 千辰廿二日癸巳自覚先太宰府申
鴻臚館人一任の船よ寄り着馬ふ漂て
任日帰して回新羅人好約を捨ふ事多久し疑らくハ案内
検足のため事を加太宰府よ遣わし鴻臚館八
証死亡ものを
貞観十六年甲午八月丁巳八日甲子自覚先太宰府彩真

金を糸米に換へ人夫を雇ひ運搬せしめて事を
行ひ運ひ送らしむ
貞観十七乙未三月甲申十三日丙申大政官太宰府に下知し筑
紫の観音寺の幡十六流一を造らしむ彼国分有る大宝七
年料を以て島司の多少に随ひ四百町を営作し筑紫俗の
貞観十八年丙申三月己卯九日丁亥条依太宰権帥従三位
在京朝臣行平を以て鋳銭使と為す運送せる和銅開
珎銭の数三万四千七百貫を以て充つ
年粮穀二千石運漕并雑回の穀三万二百二十石肥後国四百石運賀
筑後肥前豊前豊後六箇国の正税各三百二十石肥後国四百石運賀
の穀を以て七千四百斛并新付の五百人の稲三千五百束
八拾束を以て賞す和大概の新注を以て之を運送の
六の内三百八漂没す
。検領之島狼儲常全

其潮路潮の事を能知と雖も心固陸地の人民漂蕩を
憐而取実を考ふるを以て延喜の事を以て
を依ふるが為に延喜式を以て大概を
おもんぱかるに古人のをきてを知ら
ずして延喜式八拾束を輸の者しよ人数
考ふるを以て余人八名を輸の者しよ人数
貢しる子人八名宰府の池并雑穀をまる為の田六百拾二町
の内八拾六歩減ずも猶中百姓の公田を賜ふ人ごとに
ふるを以て公用を以て
除ず死亡のごとき者并逃田
町に今ふるを以て公段を
事に依ふるを以て
み人民を憐んが為に奏して曰く平石詰風浪運送の

貢を除んため陽等仕てそ
る事頃ル旧例に当けとも石ろ
免さるふ是を以て此事を奏せりと刈
ゆるす
陽成天皇紀
元慶元年丁酉三月癸酉朔己丑勅する従三位上平の卿
従四位下を授く
元慶二年二月二日癸のごとく賀茂の祭使の扶持史生四おより陪従
右武ア者の状に曰ク此の頃ハ風雨調はのせりてる多ク陸奥
出羽を害府及び饑饉する史生を准し五ケ年を以て任と
元慶三年己亥三月庚戌朔馬寮の御馬を従三位下平野王
弥よ従四位下を授く甲子宴を豊明節会を停止し十月丁巳四日庚申太宰府ヨ
を停め田一万丁を以て穀を籍とし馬寮の馬を遣り軍兵の

粮とせんため地せる作人の者のをなり以て定遣こ
ばひもとめりそくハそ停め定遣のをや免そ多租の田百町の
地子停の例のごとく勅ありて従ふ
光孝天皇紀
仁和三年丙午二月辛亥朔丑勅して渤海使を饗す
し渤使ヨ請ふ所の事状津ヨ従ふ而位上若ハ従五位上多治比人真浄
従四位上若ハ従五位下多治比人真浄甲斐ヨ従四位下安房ヨ正六位上伴宿禰弥高雄
把持ヨ正四位下ヨ従四位下伴宿禰世紀伊ヨ従四位下伴宿禰長雄ヨ従五位下橘朝臣
ヨ越ヨ正六位上紀朝臣経業ホふ進退給の事并殿上の
ヶ多天皇紀
寛平二年庚寅九月丙申朔己酉中納言藤原朝臣氏の職を

四十五縄ある者のよりを第一右宰府団九百名卿を以て
同十七日の紀云同日卯時守文室友則団士卒を率て集
来て曰汝ぢ等せる所の兵を以衆と称ん事を
かうるものハ善せん刻士卒を私きい前の守田村ち宮を近傍
せしひる書未ぬ為せ疑くハ下る者ハ称の事切の寺の上社有相
上件ける関を即大小下今をを挙人押領使せ一百人の家兵を率し
引き安富のをさし妙さ〻をきる石ちを射めく
城のおを通ち城ふて安てかる者友捕をとき石ちを射めく
手矢面のて城小村ちて近傍大おを追討城油中よ入
或ハ山よ登ちを射殺る事三百弐人勢中大初三人刻初宮十一
人ご奪ち取和紙の甲冑以の袴銀作太刀ち相添ちを保ち
名一具ご上助力多来の名注をを進上ぢ又要十一被ち
早柄柿子ぎち於挺相ハ縁百る十房楯三百十二枚を進上ぢ

生捕の城一人を名順ま事て曰彼ぬ百殺みのらハ民仇共ご
ぬの内をくぬ城ふあ来ぬ来給のおをえんのま事大小
の船ち縄手ご或ち百人射殺さるをのそ数ち多しを内ご
敵ち初宮ご人を中大領の者一人ち王代一覧ご筑前ぬ
射殺城三百余を宮年六ぬハ刻ぬ友富ぬ
大州をおぢ事東ぬ通経をふ
ぬぢご作んまいうをもちをふ
醍醐天皇紀
名卿の生或百八十ぬ宮馬作ご在和多都足卿社和多都
足神子ち御卿社和多都足卿社大往神卿社往去卿社
九年ぬハト都ぬ為用の人を任ぢ三ぬの卜御ご長一ちをかぢ
任生ご安人手ぢ足ご宮ち於人ハト都の人ます一旦
ぢち任ぢさぬハ百任ち食人刻ち日ぬ来卿外怪ひく事あそ

米一升春搗き之を奉
西海道の神一百七座 大六座 小廿三座 上縣郡十六座
大二座 小廿四座 和多坐魂神社 名神大 月次新嘗
相嘗神社天神多久比麻奈許神社 名神大 月次新嘗
社那次坐高之倉神社伊奈久比神社 名神大 月次新嘗
神社名神大相篠神社相篠速玉神社 名神大 月次新嘗
神社波良波神社下縣郡十三座 大四座 小九座 月次新嘗
銀山上神社 名神大 月次新嘗 相嘗神社和多坐魂神社 名神大 月次新嘗
従伊神社名神大 月次新嘗 麻底奈神社 名神大 月次新嘗
神社辛神社 名神大 月次新嘗 銀山神社 延喜式云 名神大 月次新嘗
薩摩を按ずるに修理大夫従四位下大宰大弐兼侍従勲二等臣師八大宰大弐兼侍従勲二等臣広嗣
三準し才能を考へて補任し申を言上して省 式部 卿而して載て
申す宜考ふる時は内位より叙えを立伐云々を以て申とせん 延喜式 式部

修山坐神社 名神大 月次新嘗
坐神社 名神大 月次新嘗 相嘗

稲一把　筑前筑後肥前三ヶ国及宗像の兵の粮とす　其外諸国の粮米ハ毎年二月ニ大宰府ニ運送して用ゆる事ハ前のごとし　凡諸国の運漕ハ公廨ハ役料ハ大宰府の公廨ハ役料ハ大宰府の公廨ハ役料ハ大宰府の

二條院御
永暦元年庚辰四月十八日當代高倉天皇
府梶井御室進房并貢銀採進
御中さしむ給山梨の子の院人とりつめ留めは
御自の考を給し彼ものの人と親長卿を
定る給ふ大概秘抄に九条大相国伝の
者八只當代の人耳と楽也の秘曲
のみを伝授時八絃よりしめなをして
一ふし
安徳天皇御
壽永二年癸卯當代源親光領
治次通物語あり親光八武衛兵衛の佐名乙の外威と東鑑
後白河院御
文暦二乙巳九月二日中の丑の刻平家
志を源氏より通し討ん仍て三ヶ度退討ほを
奉任亜相家の字房禅門一ヶ度之武家
下向或八合戦を及ぶ三月四日親光凡波
を語きる籠もこ海り姫婦をあ
奉きる時猶市御い事親光
し事を感し三ヶ度を親光に給り彼もの
範頼二京都の倉を取り寄る給
よ要度取る親光を海り彼もの
し迫て心海のる法人海四
を平家惣く七ふ里海都まて
彼海よ海を給ふ親光を

大法元年の例に依て親王孝子二十口の
のせ給
文治二年丙午二月二日二位家御報賽
のこと等まて御沙汰ありて只
功臣の手柄ハ何事のみ神事を
仏事のみの給ふ例ハ神六十余社の
放生会の御興の御供并御幣
とかさり政よ三万余疋の経営小
法師を京都より運上せんとまで
限り行法師ゆへ此市町の
日録中状におそく執達せ
号年四月二日前官司より勅
条勅よりこれのみよお召やう
かなも御ふなれゆへ彼ハ
除目の次第山陵使と云事ハ
行うおゝ小右記除目の時
廿八日勅定ありて
文治年中伊勢の
勅使公卿
並ひ
順徳院御
大嘗会御禊行幸
安貞元年七月廿
九日

資朝卿申案上奏云々及数度の儀の後の前ふ於て知徳六十人を捕前を召り返牀を返ったと云々永州の配書状ふ孔なり云々百余紙

津治紀畧巻三終

津治紀畧巻四

津蹟下

後伏哦院紀

寛元三年乙巳判官公子息重尚をして生前の比る平太郎某を為州より討し参公姓は平氏偉八知宗幼名八郎光中納言公知盛の弟三の子相模守清盛公の孫母八宗氏判官信房の母之父房元多甲斐守源義経平家と長つむる公をいさきて山中よかくる後伏前玉芦屋の某う家人としし公を養子とし文治二丙午年を求む某州惟宗氏を家人として芦屋の某う家ふ移り給而の事後武蔵氏名遺報給ふ為し太宰府ふ赴人として芦屋の某う家ふ移り給而の事後武蔵氏名遺報給ふ為し酒宴の時某蔵氏ふて公の移姓を問ふこと有るよう為量世のうちふ公の移姓を問ふこと有るよう為量世のうちふ

惟宗氏はまだ公が知盛の子なる事を云ふ元来武家の俗言公と交渉し武府よりこれを呼て曰此児は我友の子と我子と宰府同在せんと云ふとて刺客子とし如き乳母の氏を名乗る人何ぞ我と姓を判官と云ふ時源氏を憚るや本惟宗なりとのことふ故時の人惟宗判官といふ公が長じて武蔵氏公よ右宰府の吾を司らしむ元年五位阿比留平太郎多年よりて右宰府の命令をふ用平を以て事をしむるよりて其時信と云時信五位を以て使を右宰府中原安利信を以て渠魁をきり得て漢土高船の添ふさく州よりて時信と倉しもそうよ生死を討の謀を定む公病子をして公を辱しめて討しひ十二月日つまもんと云家臣を西小の宅に利ならすのまま待つしと公近臣をして鶏の声鐘の拍子の多為の多大の多難の多をまぬもし免れ既よ起て表に出ず

抑様をなさしめ賀侯を引いていおをふさしむ従兵武百人を

寛元四年丙午正月一日重尚公薨の今到院を以て翌二日重尚公を府よ迎え奥良の利今の府内之大日寺に葬れ(それの西寺)

葬は安利初等九人時信よ家内よ留し刺客内五位時よ五位某鶏知の音と戦ふ刺人をとより五位二不服時信等を五位を攻めそうを切て時を手下刺客の初よ葬る而一州悉く平治ひ先ず今よ多の夕方遠の親武ひ八ヶ時分初る又正月五日弓初のるも甘堂新よ戦ふ事あり先ず武氏名八資朝号を前る公を筑州の地よ(筑州を治人として止めおの二郎)府よ居て武氏の補佐とする

本州旧地よ初ひ手を以て信之松八上従五位時蔭の人之

後磯天皇弘仁六年大刕より修理を後五百歳に住するの
教世の号と称まるハ畔萩を伺ひ号と読あく平安朝七年中
の比より民称多し 鶏知住吉の神徳何ぞ不思議とふもの
一統よりハ平安の時を平安が名とまるあり猶り
東鑑よ云文治二年三月狩野工藤介祐経を捕縛せしめ
其のち小栗判官を武蔵守に任じ武蔵国務を司らしめ
此内ぶらんの武蔵資形武蔵守に任ぜらるゝ事
大系図に載せたり文明九年丁酉の年の思ひ乳母いとして山中にのがる
日平知堅戦死の内裏の事をうく乳母ふたゝび三州二俣の舎をひて元を形
後冷泉君三州二俣の舎の兵権をつとめ処三州二俣の城と
太宰君若君そ子と太宰府の太宰府を居を以太宰君と云
此ら太宰君ハ別武蔵資形之太宰府の太宰君と云
三州ハ豊前 筑前肥前之五君之右筋を家臣に統ふ又まるよ

三州北の名を称しより今考知
筑前に神埼肥前に金敷肥後に
郡も又委之君筋まるおこ三州二俣の地名ハ元武蔵の代
まるおこしてそ内を之君に統ひしより来経に文治二年十二月
為家を京都のものを称ふ又治三年十一月筑西の
古代人天照為内を京と申と云ふ筑紫のハそ人の
西まる称ふしあり資形を京ふれよそ機に住し九州の地を
ふそそ事を司ら武ハ筑紫のを称人を統西のを役人を称まるハ
名ハ異して機関しきう又和ハ筑紫を役とあり
今そ詳ならずを知ふ作ふあ貞元を資形年州の城往る
難を犯そそもの九十人係そ年百係おに尺へまり筑ハ武蔵資
筑又資形の後をはく事あ貞元まの治ら久治二年あ貞元まの
まて四十二まも

元年陸奥守兼右馬助公家督を継く公偉八重尚判官公の
長子之今も判官公の跡りを以て封をたく然て母方の氏を称り
宗をも氏とし此を惟宗とす判官死去之及て武名民まく
我州の事をつり公を地元代と
後源孝院殿
建長中倫長此閑岑馬守と任し
東鑑を考るに建長六年六月岑馬守倫長と称し建長三年
賀五十三月岑馬守倫長と称し建長八年倫長と称し
建長中佐と木氏信岑馬守と任し
東鑑に建長八年丙辰七月佐木岑馬守倫長民信と称し正元二年庚申
四月岑馬守前司民信と称し佐木大系岑馬守倫長民信岑馬守倫長と任上
亀山院殿
江長元年辛酉右馬允公封を襲公偉助正判官公の弟七子にて
陸奥守兼右馬助公の弟と称し行年馬封公とあし公をかるとは今年
陸奥守兼封公の孫をうけて封をたく

元史云元元年九月黒的江復小令して書をおし岑馬守倫
日本人さみて云云元年八月敗走云云
元元年庚申六月
帝王編年集成曰文永六年三月七日九州
蒙古の使二人来る筑の後次人俣人七十余人岑馬守倫
鎮山考に俣人は仕屋と訓
来使の従者なり
東征通鑑に高麗元宗元年三月黒的及申思俊
小岑馬守倫をもて我二人を捕へて
元史云元元七年趙良弼を使として日本へ
良弼をおこり岑馬守倫をいる
文永十一年甲戌十月蒙漢の我を筑
前なえ小我を犯し公八十騎を率り州の正村
辰て我の動静を窺ふ今月十四日 我八初元年歟忘記を
七日

洪茶丘ならふ兵船九百余艘、并せて兵二万余人、鹿嶋の津を方さして発向す、
兵船九百余艘小茂田に到り、公兵を率し卦ゐ待つ、通事亦徒男を
為ゆゑんを以て、蒙古軍、一山余人、公名よ戦ひ
始め自ら矢を射、勇を奮ひ数十人を殺す、
射殺す、州兵退くに乗じ、公も又戦死す、矢を州
破り矢を退け、公も又戦死す、矢を州を
を州に死せる者凡そ百三十余人、公兄宗者
三郎集甲必之郎某次子右馬次郎、宗刑部宗
内記宗大和宗下野宗四郎宗資宣
井源三郎、昭三郎ならひに我州に流罪
并ぬ者甲乙人、并ぬ兵隊の内、家人并ぬ兵隊資宣
并ぬ者甲乙人、并ぬ兵隊の内、家人并ぬ兵隊資宣
兵内信伊賀信内経中条兵九
并ぬ者甲乙人、并ぬ兵隊の内、家人并ぬ兵隊資宣

元史云世祖至元十一年日本を征し宣慰使を発して
降を招き高麗史記すところ元十一年十月
乙巳都督使金方慶元の招大将劉復亨等と漢軍二万
六千七百戦船九百余艘日本を征す対馬島大
に残破す到る
今の右馬太郎公繁討
公繁討
後宇多院初
弘安四年辛巳五月元兵又宋州を侵し州兵船を
発し月廿七日元兵又松浦を襲て退て
慶と我州を犯す州兵之を防ぐ軍利あらずして退く統率を

犯す時に范文虎忽必烈兵十余万を率し来る八月大風起り
船石かれ漂軍大に破る場る
帝王編年集成云弘安四年六月元の人日本
来るこれ人を招き得の人心
ず利益無くして而して
我兵を招こと
家僮の仲介蒙古の船
招介ホ大軍及九州二得の兵
高麗史記云至元十八年忠烈王八年四月成州行
及金方慶朴球金周鼎船軍
沈事を後得ず命又軍を
こと東征一日本世界村大浦
浦に泊金周許之和人と

康秀康頼等死て後軍さ
弘安四年なり
伏見院の
正應中忠弘妙圓寺領
永仁中より馬司代となり
節用集等る條下になし
な敘事績考するに
中華より
の書にも
事も史傳よ
永仁元年三月小條貞
目ふしむ探
探訪の如し

名ふし深訪八小條家の時
元弘建武の後廢す

後伏見院の

乾元中より右馬於公敘
公のまゝ右馬於公禮
登用右職をとく事を

後配酬院
光嚴院

正安二年登國三月光嚴帝
等るをもて
三月光嚴帝
を幸行地
らん近世
野八郎左衛門尉
住するを

和漢会運よ元明陵の唐画二を乙卯正毎よ安寺を建永州の安寺ハ佐伯より勅ありの係をうを立

南郭後村之院

季鷹元明院

貞和中小公次子中村弾正素よ常州の事を司りしむ貞和乙丑刑政の浦公封をうく公偉ハ経歴後よ字某よと云右馬允公のるも公勇猛ある故よ時の人思刑部と云をも者る所公の嬉りを待ち村をうく貞治或ハ康安中よ公自分ハ法并律の武法を定むり的統の初中か貳の卜知之此後公

中村弾正某常陸のるを常よるもとのめし侍読史記を忠定を二年忠定王二をハ列を於勅意之よ之海東諸国紀のまに永享く寝せしものハ松浦をを攻るの人をカ多しと云按よ我国の人之ら盛よ寇をる事ハ勅意元年庚寅より始まる建武の

紀後の海をて海賊をせ一法庚寅之姓をて女州を通りてその毒を侵をし

乙巳茶飯王拾七年七月常る修の寄戸使を奉ら土産を献ず

宝月信完使李夏生を遣る修江芸浜十一月常る修寄戸宗宗茂使を奉来献す宗慶三来一よ石を修ふ某歳を十七年八月を勅意元年之

崇宗慶と何るハ宗の字を諱て崇の字となり

按よ我勅資能我勅経資我勅経資我勅義ハ貞経勅尚時代をのうみ之ら勅尚ハ太宰府よ在る重尚ハ資能の時代よ経資我勅経

慶安中右馬太夫公封を辞して公儀八郎公を継と号し形勢
お浦公のまごなり此時形勢お浦公の妻をうけ村を辞し
南部後龍山院（永和中公太宰帥に居住す宝治宮沈没を悲しめるほとゝ
高麗後回融院（在位十九年 弘和元申 高麗後亀山院（在位三十年 天授 明徳応永
康應元己二月高麗の兵船を対馬に侵して功を
対馬朴蔵軍船百余艘にて来り我辺を侵し
うち和甫三百艘及浦多のかり屋を焼く元帥金宗衍着七夕
朴子柴綿にて来る高麗の男女日々に捕るところの百余人をさかし
求処にて辛昌寺考て辛福ふくと改とも辛福ふくは
狂の考 永徳元年又武備を修よと為り所々の和人ひそ
話をふせず今年三ヶ年を乱防せんとするにあらず

して征伐を企事あり去ふ汝浮く憤りをこの大海を渡き数年住り
居堵の元をくつかへし家船を焼尽し彼方に捕へられし人民を連
帰国家の和をそこなふ元住民の器を取
収にきたり今以下評定徐約儀を
その城郭朴蔵書をもりて御をし
日本人を捕へ事あるとき
為ふかた壬午宗貞茂勢を七月
宗兵を以討しに元が兵を大敗
お州志多賀を居所ひかた彩の兵をいて大敗
よ数ふ軍利なくして私方に降ふ名数八所よりおとをふ
後ふ七月公嫡子をして三百余騎を以私所を焼
州の在級小船を以追ふ筑前小の兵賀茂を敗く右の如
軍を陸賀茂自ら四百余兵を以て比田勝村より戦ふ彼

上野武久等我を利根川に依て
そも〳〵刑部が浦公儀六月我後
右馬大夫の嫡子こ　そも〳〵右
鳥羽殿中公儀の事　吾妻こ兵粮
五代一覧よ鳥羽十三そ
武総を上人事を我忠綱将軍
称光院殿
鳥羽二十六そ六月鎮兵
鎮大将李信我軍船二百余
些良卿の淺海を犯そ
糧嶽小陣を張公云を
我六大に猪利を以城
玉石ホ又進て

乃ち又忠清を運送の船を奪ひ取り
虜を殺せり再び海州に入て人を殺し
悖る恣ままにして彼の仇怨を報い彼と交易し
凡船を取るおかを過ぎるにて又其虜実を
窺い知そうと欲仁浦より入て民を殺し
焼棄て去し若し海より都まで多くの民を
中ほの境を犯さんとす恩を忘れ義に背き天理に
我民を安ずる事を弥そむき人事
為に罪を招く事を路次今秋八月の
私しなく天罰をまぬくさを逃れ
而中に人行をせんや今農事に
て罪を浮ざるのを
叛んとおもへども民に利害

地とハ元虚談の荘憲王元年
上篇に看り
海東名臣録云永楽己亥朝鮮
侵し来ぬ延平と云浮て節制使李思倹を
及び柳廷顕朴言麟等を
を殺す事を漏さず
せざんハ彼よみさまして落日の
三軍の部伍整使として中宵の
をとき伏議政柳廷顕を三軍の
ふに乗し候馬弓矢衣笠及靴を
二百二十七艘卒を万七千二百八十
らし当る者なき絨鼻大ふ百三十九を奪ひ
計十艘そこい余ハ焼棄ふ
切る事五四十捕こまる二十人中

延引往来詰義晌を告し三万の上毛の康宮に集りて
望を李徒我軍を豆知浦に迫して
城九人を切り漢人十四人本吉の人八人
乃をもてたりなお我九軍李
城退く我軍兵我死及手合落て死する右る輩人中字修は陸
ひらき師を退人事をも李徒我書を
引て降り巨済を治て李徒我を
赤の墨にて書る州に移す書に曰貞参君
先八功は然九八貞参去ますと未何の
今も積修る公封をたく公偉八自盗之徳政を公の嫡子と
落花園院殿
おお元年辛酉足利君偉八大内持世をして武石氏名を称
しむ公卑参忠利義持をして加率を率し筑前に到り武石氏
のが等を武石氏征字時は公卑参忠をして州兵百余人こもり

筑前に到り大内征雄と志摩郡萩原に戦て敗績し我功を立
ぬも武石氏軍紀をして筑前かな州に移る公元を三根村る
居記厚くもて形し給ふ参忠武石氏の地をそ
境大内修は武石氏の地をそ
右遣く本州に帰我地狭くして
ずして結州に住しむ後ころ
七者九十人公元は宅地を給ひて居人と
十三回し今の二十人元し

大系等を考るに武石形為の子を亜資と云亜資の子形真云
我形武若貞武若八武政幸資形真の時なるも代一覧る
太宰少貳形貞軍赤松
特世をして形を攻しむ
形は形真のまふん

鎮死す子新忠治政尚又
後を州のさ役代とし組仁とも改子刑部
今まで公字助六と後称登 登後を
お補村をたく公偉貞國宗
先刑部少補公子をし公をか刑
先公を惟宗を姓とし公村をたく
先二世三根の佐登をもう公村
府中村にて（宗和貞秀を守役代とし
文明元年己丑公武名氏と同筑前を攻又心地をもり返す今年
公州兵三千を率し武名氏新恵が勢し大内と戦ふ大内敗北して武名
氏旧五をもそつ我代の筑前こそん初のふ公もまさをもつ
（三代一覧にお貳教新恵をもる得）
文明三年辛卯五公初小弐を兵をひきて攻ふとしむ

元が先公の筑前よ攻を取り我州兵すくなく弱きを海城の
羽根本系無食を侵し鶏冠井村をとり頻まをを攻て
宗七郎系佐登をもう元を攻て
亜伊もて登をに住をを攻とし宗四郎
終本を討教任此時伏兵をもりて
公子をて少郎を貴代長享
政五年軍して逃元時公又名
と後伊藤 義統を州のち役代と
明應元年子刑部少補公村
と改 昭和君義材得の
明應二年甲高七月九日先
三石八郎よ姫は未婚孔をも
元千年後公五い姫せしひる

以爲中宗兵部侍郎同知政事
後拜尚書僕射
永正二年乙丑僧なる公禅八条順法と義尭と
改む 義尭七年 正利君義尹禅の刑死を公よ好よ
永正三年丙寅武衛氏系列家と
義典と破ると武衛氏を起し統領を伐つ
武衛政資又我州を奪り列武衛氏を
大内義興迎立て破る武衛氏系列家
列降
宗義澄 登世の子兵部卿と義世の子を義稙追
之列武八登弘を奉ずる
永正四年丁卯三月六公逝す
永正七年庚午正月廿一日足利君禅八義尹屋形号を降す義稙

屋形号あり八山城守と称る
京都将軍家徳永正六年十二月十五日第る澄を宗義澄
使得上洛義尹に偕義尹を助け 三子 兵部を擁 今年四月公京師登弘 登弘後の名俊
大内使世を執政やりてあも使小弐政資を二我州の吹嘘
彼地新澤住民曰大内君八新帰第州八幕下と
仍て彼地の守護を奪んと事端をしかけたよ
結す筑州の使世第し時右し政資を大将とし三百人の兵を
宗登弘を大将とし三百人の兵を
執筑前州の人三浦に居る者と
金使事友吉を招き依て防禦使物部年英勝吉を
吉を撫しむ登弘敵軍大に
心死を期し糸満城を保て
登弘を攻しむ兵二十三人を添て州より迎一等

を報し終よ[て]抑御年十九日登公終川よ戦死
後兵皆死敵兵も多く亡ぶ
攻事撮要云徳五年三浦の後謀し新浦終川の城を陥
金知事友吾を殺し也元を防禦使柳開年英傑をも
元を破る新羅三百余人
元年公死を告を嫡子とし
永正八年幸未公足利君公を京に招し足利君公を京に居ら
元年八月足利君細川政賢と山城船岡山で戦ふ公毛利之元と
しめ八子貴の地を給ふ
元年八月足利君細川政賢と山城船岡山で戦ふ公毛利之元と
[て]こゝに[を]失名をおかし攻て討死をとげし政賢も又大内義興
うまく破ふをて死ぬ
永正十五年戊寅公京に
永正十七年庚辰公綱公登長宇登家の
を引をひく公綱公登長宇登家の
家督とし
今年十二月六日先公逝す
大永六年丙戌十月十日公逝す
元年刑部少輔公封をひく公逝して嗣なし一門
家登弘の子佐渡公の再従伯父を佐渡公の
家臣お儀し公を立く嗣とし佐渡公
と彼中村弥り公家督の初地に移し
大永七年丁亥家兵衛佐渡守と
代と称す
佐渡良院殿
亨禄元年戊子十月家老の所
家兵部登康佐渡の兵と同く登法を持て登法を

[illegible]の人今谷地頭二男を免とり三子をもむ九所登法
次八二男次三所と云那我紙前に死して登法及二所紀前
に幼母方の一つを取去とり時と公津奈主馬の知行を没収られ
主馬を恨て登法をして我州を去しめて恨を報んとそ
を釈放古我州古落つ或ひは薬ひみを
送て登法大に収そ甲三郎を
時よ表三所登に物名谷陰登那
登に津奈古我州と謀を合
クよ三所に告け亜今月和七日登法そ甲二所と回し
兵を率し至那来次日吾時
俄の事にテ防くなく公初そし
吉田弥五所没没死山下神七
名遠へ死ス神七に那紀弥五所痛を
[illegible]

[illegible]
目を始し始て曰我今日若の香は死我のたた死を呑てせんや
刻我の新ふ始きりく我義そりそれ
神ら此時る後代字登廉佐次の知行取
登公八登廉う婿之佐次の兵
使をもして曰登法う乱よ府城没
登卿八公の婚こして登公
知を許し公今佐次の新代ふ
君に任ふの理あし公よく来り報
蒙りふの仕をと那ら始ける
残よ法い富生に新ふ事あり
登法新よ城をのり去とも未
をし一味をすくむ登廉使を捕へ切く信をふ免しきり今日

十日公参庵と云を辛し府内南を攻め佐次の兵
小を逐字参庵を称す宮内東
切て入整次郎より以死に公将士の
功此時より正月二日お府城食邑
参を定まりまのことを陪
亨禄中公再び館を舎名を移
天文十八己酉五月公を侍
今年償ふ公封を除く公偉八
又時庵と改宗於参後ら長
今年刑部が浦公を隠居
天文十年辛丑七月州人郭の葬
人と口論して過ぎさるに天
名のる者を改て系氏となさしむ
府中の字氏八佐次

長田治参庵と改む侍の字氏八大浦比田結園田後古里
と改佐後の字氏八佐次大浦久次長老大浦比田結園田後古里
住吉の字氏八川本仁田浦本村三根の字氏八三根後中村又木寺
仁佐の字氏八仁佐三根後佐伯去田波多老と改
内山一名毛原井田三山西山佐と改
佐才大石久和内山川上と改至
天久二十二年登丑二月刑部が浦
償ふと改ふ祖考公の字氏八里村
佐次名部参庵古後代故のゆし
先公封を償ふの後を侍部は隠居
弘法之を以て而後の城我州を除て
城番一疋佐笑浦ら参ふ
弘法三年丙午十月二日右馬庵部

お葬 康能朝臣相續の事 那を
今月八日靈前にて

正親町陵前

永祿二年己未西海の賊永成浦をおこし仁位の郷を破る先ず仁位の郷をおさめ仁位の郷をとおりて仁位の郷を退く康能朝臣を先陣として永祿中佐須兵部 後伊豫守と名 參回 經康 參康に隨ひて代々と称す

永祿六癸亥二月十八日 先濱住吉 今多 足利君 偉公 義輝 使者乃正を奉して參内 勅諚を仰ぎ奉りむ 永祿九年丙寅八月刑部少輔公封をたく 偉公 義尚 先刑部少輔公 偉公 參の長子 先公 義純はいとこおひこ 今月廿八日封をたく佐須

兵部參回 先代 之のこと一 先公封を 偉公 義純に譲り佐須伊豫守と号す

永祿十二年己巳三月 将軍 命 公封をたく 公初の 偉公 義純と 改 天正四年 足利君 偉公 義輝の字を公子 義純 の字を 改義純 の字 なり 今月 先公の子 先公 偉公 義尚 參の字なり 今月 先公封をたく先公封を譲りて城下の吉谷小

天正元癸酉四月十二日 先刑部少輔公 偉公 參 封をたく 公初の 偉公 義純と 改 天正七己卯十一月 第馬 守 公封をたく 公偉 京 天正四年 足利 偉公 義昭 の字を 改義純 と改 先刑部少輔公 偉公 參の子 先公 義純の弟 今月 先公の 偉公 封を譲りを受けて封をたく 先公封を譲りの後佐須 偉公 義純 代りて 改を号一 伊豫守 偉公 義純 と改 佐須氏 時 偉公 義純 先公 日吉にて 逝去

天正八年 庚辰 三月十四日 先公

天正十年中依頼於十河存保与長宗我
代之者
天正十四年丙戌二月　其後兵仁佐郎を侵し州兵至て戦終
佐伯於豊後之境　元親佐伯於豊之名以
天正十一年癸未八月　足利君講義昭使者於府兵庫
して来らし　矢公に上京せよとの
天正十四年　丙戌三月依頼　公豊後を攻んとて
戦死者多し
天正十五年　丁亥四月　豊後を再封を賜り
今年　其君義弟を薩摩を征伐　公柳川を攻
を使者として　招せんと　頼う　洞仙紀陽を
君に謁仙に曰　洲州を　我凱旋し日筑前筑後に
為し　洞仙曰　此事　公将に　賛成する公再州を

約し公を嫡子と称し渡海して筑後に至り　其君凱還を
約六月七日筑後に　于時を　公柳川を
作曰　難を　公を
を　如し　征伐
帥父子　刀剣を　嫡子
天正十六年　子六月　柚谷康廣を
作を　君又公に　命して曰　筑前を
仕て　あ　八軍兵を　一寸攻と　公柚谷康廣を
せし　其君の　を　筑前
今年十二月十二日　公逝去　嗣馬吉　義智　再封を
仕候兵　豊後を　仕代之のこと
天正十七年己丑　公　通信使を　請ふ　今年
君　筑前に　組せさるを　小西摂津守　長加藤

清正敵わんとして公を召て曰く八角と敵対せんと
後さん皆く軍兵の多向を知る〳〵と云を免し公刻倭玄蕃及
柳川調信を招へ〳〵敵対まるり東平館に這留しまさ来朝の
事を進むるも不応仍る史通信使を回さんと待つ久し〳〵
ふ故に後通信の事頓く議定まらず
天正十八年庚寅春朝鮮より金誠一曲籍
許為来聘公信使と共に事此時も後代佐次兵衛尉を
於府地私宅を分ち伊奈の新代為井右馬を私に時よ
右馬伊奈々ゝ行り宅を府地を後て全中に野に右馬
隣死こゝに〳〵曰今時のるハ後つ〳〵ふ解等の号を自ふそこに後つり
公自宅助ふん修よ大島〳〵て死兵新り死も罪の祖知ふ
州人お修よ右場号新りを新しハ調信り得ると右馬つ〳〵ふ
調を考よは号修まて死事り人二人斗りみハ仍し右馬死て

調信ハりて伊奈の新代を私号新
ニこの李
名聚楽まて三使よ招け時公使
と物ふ大島死よ新代為井右馬
二使ふこ場り時よみて号君公よ物
敵討を我り先よまつしと公倉
発す
天正十九年辛卯四月公三使と
をして後送し対馬人玉平館こ
換調信ふこ場り六月公海波釜山浦こ
千上りさせふハ号君今名那を調へ明ふを新んと思ひ
ふ玉ふしハまを公ふまつしく用意せふ三使
後山やうにせふんハ党ふの民質を

十姫日本王砂ふ快まて坤ふ
お能年懐舟と能ふ中也参向して回雪る宿を宗義調男
義智をし浦口に至て兵船の事ふりと芸く
自天上泉ふりてそ日君に倡し曲こ能能の事也改之公をそまやし
ふ砂ふ君安ふ能ふ坤のま
米を方石白銀千枚及名多火芸を
天正中 公小西摂ほ行長の女を
文禄元年を辰三月十二日久々の大将小西摂ほ行長の女を
法名信有馬修理大夫大村新八郎
君毛利勃八渡ア浦とふと我州の国付と
四月公宗強政知順
守去ふ智法を殺
今月十三日法と渡海釜山東萊梁山ふの城を攻落し仁位
名護屋に注進状を
李鎰を尚州と
名護屋に注進状を
と名護屋に金令元申碇を
十四日又敵の内こる
公兵士をト知し大に戦ひ
して船二番二陣の大将黒田長政
戦を為二陣せし
潮の御所を渡り我無初る渡海を
十四日平壌城に入各小西を法に建て敵を防く
をも前の通州の戦の時申碇を
ふり申碇を小西
州兵大石荒河介

兵敗死於條庫の戦ふ時金令元本宗兵を小笹に立て守之旗
軍ここに事止る然州名中条久内安忠逆く河を渡り小笹の守兵と
戦数人を切り其将旗ひて奉る令元敗走次
今年七月遠乗の到急兵征伐訓平壌城を攻む公於おて進む
八月巡察使李元異巡を使李蕨平壌城を攻む公於おと先を
登られ九月四日也を進登将軍征惟敬事て和好を做ひ之縁
二年登巳正月四日将李如松及駙尚右呂惟忠ホ平壌を攻む公
於将と平壌を去り五楼ニ登り砲丸の如く兵平壌を攻を時於も牡丹臺の
陣をする平壌の法将お後し於長をま称記力を合て戦ん
と云ふをともの兵平壌と牡丹臺の石を裁切りお通ら事次
さし州名玉歌隼人の戦る村進こもるく八使と称て於人法将
刘隼人をを隼人を人出城牡丹臺に於四兵先を通於も
牡丹臺を捨て敵の後を絶つ平壌城へ入四兵平壌を囲て先を

高已城兵やりかくが丸に乃四兵逐之州兵大石荒河介刀を抜
五抜能人を切る城兵討死多し助の名も事於法将お後し一名を
於ありを兵先とも敵陣の智をふ知四兵名を突倉に走り線
射事四の如し荒河介甲曽を於きもうくを名突倉に走り線
こそ敵の右招を窺い良久して合図を賞れ時に日今如松軍を
法将と城を出公駆りし於ふ
今年四月況惟敬徐一貫衡用梓を捺事り和を強て公於将と
五城を去退記年月公於長況惟敬徐一貫衡用梓ホ名ホ玄於ふ
為こをり平壌に留し和好の事を申於ふ
をし和をお従せよくくを公於も釜山に場り州法早田留を法
於長の家臣小西飛隆と徐一貫衡用梓ホ名ホ玄於ふ
六月公法将と晋州の城を捨くを於ふ

初及後初之と改一当年世伯国覚之法加名清正晋州の一女
子を以て初之介下知を以て高麗覚之を攻入
時は一万余を以
文禄三年甲午春小西行長加藤清正鍋島直茂
相談を以て名護屋を中さしむ
文禄四乙未四月李氏天公に出水郡薩广一万石を以て封ぜ
我邦を亡して己公宮久左衛を出名護屋に早馬たつ
を代りとし
李長元通西申公釜山城にたり行長楊方亨沈惟敬と伏見
事実を告げ場合
皇帝通死に勲備李宗城使として日本に行化冊馬を
国書を捧て和平に逃げると按ずるに女郎郭勲の書いつとも宗城
釜山逃帰とあり宗城冊馬よ名と按ずる

慶長二年丁酉春行長再び沒海郭を作り再び
各小西を掛ケ久しくそよ事の計を
皇帝實録を歴て四年丁酉六月倭酋平調信を
逆犯とそ按ず調信を倭酋と云ハ我州の家臣と云事を
ふ知ざるなり
今年八月公は将従制使元均の船
泰城を攻落し後将退却公巨海に陣し
築紀公を将として先に至く行長吹天城をとり清正蔚山城を攻む
十二月の初楊鎬蔚山城を攻む
まも三重成公甫海城をとり今正月行長吹天を発し公甫
海を発して蔚山を救ふ楊経略援兵の来るを望狼狽して逃去れ行
長明兵大に敗ると吹天を去ること釜山浦を住んとし清正も
又蔚山を去んとす吹天蔚山の後詰を率し公甫海を捺と

公死を哭し往吊使を名護屋に送り公も
調信をして先を中枢幸侯に告げ
今年八月十八日幸侯君薨じ十月廿日公よ陽ふ
公も又南海を指つゝ西海の地に着陣隣統制使李舜臣と南海
戦ふ公兵を指揮して終よ北虜ねしく兵を引て
陽ふ君薨じて世子初て事皆弥君に告げ
茶長四年乙亥二月紀州基肆裔父の地を出ん私に代へ給ふ
公古義三郎左衛を基肆裔父の代官をし
今年六月公よ朱子方石を給ふ久く左陣の苦労を労し玉ふ
今ゝ弥君公に於ても通交の事を請ひも
玄忠ゝ庚子紀鮮三書を我州に送れ
皇明従信録云万暦廿八年庚子八月 於鮮よ兵を引く

自ら陰勢る倭の使橋知正陸和平調信倭を平義智
のみと称し日本よ捕くうる人を返して和を請ふ故よ調信
ゝ称し使者といひ出ても名を我君の先きに紀したもの、調信
紀州の家臣なる事を知ら
今ゝ弥君軍兵を率し奥羽を攻む
七月公紀州の兵将と同しく大坂に着ふ
今年冬弥君長政公の事を神君に告げ 神君調信と長政の
家臣栗山備後と実父せしむ調信仲宮く事毒の白ふり
備後能する事ゝ於ても
後山方家氏家後よ云ゝ弥君よりて曰実石田
三成ゝ意し婚姻弘九を結りそを柳川宗立を三成ゝ方ゝ送と
別調信と長政の臣備後と実父せしむ調信仲て曰実石
町人中里利三ゝ方と云名婚姻弘九を責ゝ大坂ゝ送

当せ[illegible]の大坂の軍兵のみる始終
利三を陸を囚いとりて又京走
時三成うんをもし当面せん事を
るり当面いうせしこと三成よ
彰れるがもるるこれり
幸長六月辛丑公井より陸六九
梅うるいまがまもれもるとを
并西陸若うれ六皇明陸信
幸もをもて当春新館の会和中
或秋州に事る
幸もれるる甲辰新館の孫之或釈惟敬に伝
幸もも十もこ巳二月 弥君 名徳君新館の孫文或釈惟敬に伝
ふるふ新ふ八百名の地を公に領ふ紀の内にあり基律は時柳川幸重調信ら

紀永ト云 忠佐就大夫に任じ九月幸侯
徒く急時就成も多上功命公に
八百名の内ふ石を柳川幸重に領公に書をもし今各加増の計ふ
の生し一里後ふ起て大役を務ふ又武大功ふ依名ふの
及而に於ては忠通の厚恩を報ん事長宗と決に我州をうる事
州忠八調信ふ時ふ起ふといふともも又依
幸もも十二もて未新館ふ通政をもて支
通訓大夫十好宗之をもして来聘せしむ和好のもし公依ふ
宝四月三使政ひるて 弥君ふ通訓支慶暹
新館孔曽及東萊府使金山全使をして安通文のもを
すしひ通文等ふ州の主山孔曽主等府使ふ依使を
をー新館の吉山我ふ宗ふをもて

の災をいとひ先を事一般の使と云ひを待ちて始めて
先を告達使と云ひ邦内の人民邦領に漂流し邦領
の人民を邦内州に漂流せる時報を待ておくる
事七十四年己酉公侯立藩及柳川家主を新たまふ
約条を定給ふ
皇明治十七年乙酉邦領三十七年
命を聞く事を免れ給ふの商号二十を定られなほと
称州を拝ふ
陸水尾院殿
芳春十八年癸丑家臣柳川智永子調興家督式時
調興やて曰ふ所の私父代と公義相違を免し玉ふ例のごと
こせんと公曰ふ事ごとに私を捨てと公義を以て
勅調興を神君に得しまらしむ或人云ふ邦内

を与へ公義の依怙なきことし恐らくハ事を誤ん調興を
御免ありて公義を修てめってくこしてすふらん公む
ことて執政に多上野介こやて曰調興を公に仕へさせ
公義の事を見習しめんと云ふ
給行三百石
芳長十九年甲寅公邦君の命をうけ朝鮮に信使を請ふ
今も邦君公徳君大坂を攻て公州兵を率し給ふの時
と同しく大坂に赴く十二月廿一日兵庫に着先ず先十九日
神君すでに君と和睦執政ら多上野介給ふの命て
邦国せしむ公も還ふ
元和元年乙卯正月三日公拝
徳廟領に為馬場大守宗家を長代に馬場を改て秀吉
宗氏をも義智を代とする事を改て芝峯

数代系子孫今ニ世ニ伝ル 祖父長谷天八郎平朝宗姓の人
を始めとし 父ハ源ノ義朝公と称り 母ハ熱田大宮司
藤原季範の女 名ハ由良御前と申す 平治元年正月
義朝公 謀叛の企ありとて 平清盛公の為に誅せられ
給ふ時 公ハ僅に十三歳にて 父の難を逃れ 美濃国
に赴き 母方の伯父 池田大夫宗清を頼み給ふ 宗清
公を憐み 養ひ育て給ふ 公 成長し給ふに及び 宗清
公の子ども 公を慕ひ 公を敬ふ事 実の兄弟の如し
宗清公 平家の権勢を憚り 公を伊豆国に流し 蛭
ヶ小島に置き 厳しく守護せしめ給ふ 公 伊豆に
在ること 二十年 治承四年 源頼朝公 挙兵し給ふ
に及び 公 頼朝公の為に 平家を討ち 数度の軍功
を立て 頼朝公 天下を治め給ふ 公 従五位下に叙
し 左馬頭に任ず 後 伊予守に遷る 公 兄弟 三人
あり 兄 源ノ範頼公 弟 源ノ義経公 皆 武勇の
誉れ 世に高し 公 頼朝公の為に 平家を討ち 義経
公と 力を合せ 軍功を立て給ふ 頼朝公 天下を治
め給ふに及び 義経公 頼朝公と 不和と成り 義経
公 頼朝公の為に 討たれ給ふ 公 頼朝公の為に
義経公を討ち 功を立て給ふ 頼朝公 天下を治め
給ふに及び 公 伊予守に遷り 後 従四位下に叙し
給ふ 公 頼朝公の為に 数度の軍功を立て給ふ
頼朝公 天下を治め給ふに及び

寛永元年甲子勅使通信使通政大夫鄭岦通訓大夫
姜弘重通訓大夫辛啓栄をさし大猷君の経統を賀し
公役終十二月三使大猷君よりなれる丸に倡しまり
初の丸に倡しまる

此時柳川調興偽書を作て幕府の忠書を乞ふこと
明正院紀

寛永三年丙寅大猷君上洛
天子二条城に行幸大猷君御供
寛永四年丁卯紀氏鄭氏猶狙に犯さる
寛永五年戊辰在々大猷君公をして猶狙の
寛永六年己巳報音及杉村等女智房を使ひとし猶狙の
事を報ぜしめ戦ふて
寛永八年辛未家臣柳川調興公を執政に訴ふ此時板執政

話士伝志バく調興が中出ける話を
寛永九年壬申正月 久徳君薨八公告弁使を率て勅
に告く八月伏宮輪念知定利事
寛永十四年丁酉巡検使小お堂
我州に来り八郎坡を巡見
寛永十一年甲戌大猷大君上洛
横田角左衛門従
をこと

寛永十二乙亥横田角左衛門除田九郎右衛門の事
郎等の人を江戸に連来り執政諸大臣に志バく事を訴ふ
今年三月十一日大猷君殿中にて公と調興と審決をす
調興が意相違七ヶ条公と十二ヶ条大に
公を土井大炊頭を以て柳川調興を

津陸へ徙玄方を南部に流し仍書の子玄方も同罪の疑あり
杉尾七右衛門父子一角を放江戸縛せ
大猷君公を殿中にて刺し奉り命を
徒て鴻川内匠父子赤松尾七右衛門
しも流芳院住村玄昌大流芳院へ幽
流す玄那本を追放又宗旨波智川
公ニテ糺ニ及ハ仍テ
此年四月仍に依州船倉山に徙す
及そ子孫并杉尾七右衛門次男某
元年七月ヶ条を公に訴ひ且姉を訴
事福寺播州堂舎を建て我州に徙す
仍町屋に住ひ落飾玄方ハ元和
よをし仍徒ら知行宝を訴を末次平
公義を柳川新助殿ふしも内匠
十一月公鴻雄自害大浦彩を紀
玄方ら訴訟を杉浦紀伊大浦
哉らをとり元月公大浦格た事を
奥に堂ろがむくし初内匠ら訴訟の
公をふ敬故柄の事一途申ら公に多
く刑徒の子才内匠に仕ら右多し
し免宮重次男に仕ひ給内匠
連判吉川義人事内匠ら妻心を
ら月格七代内匠害カりとそ
内匠ホとお得り多上地今令と
先住次合切を村に流し義人死而
好人のよ彩ら事を必ら後地をおお

姓名を四八津江太と改めて日本会東八忠義の
士と一時の栄を共にせんことを期して死に
入る君命と呼て死に公後よ
多しそ當松尾七右馬常よ
寛永十二年丙子郭通信使通
通訓大夫黄床来聘我主大
寛永十九年壬午七月若君誕生を賀し公後り
寛永二十年癸未郭通信使通
封綱通訓大夫申陽来聘若君誕生を賀し公後り
後光明院郭
正保元年甲申四月使を郭鮮
事を告く
慶安四年辛卯四月大猷君薨
今年嘉有若君統を
嘉應元年壬辰十二月
大猷君の喪を弔ひ
後西院郭
明暦元年乙未六月嫡子義
通訓大夫趙衍通訓大夫俞
嘉有若君の統を
明暦二年丙申二月嫡子
明暦三年丁酉十月廿六日公
嘉有院君
源綱の諱を
唯今こゝより家臣殉死せんと
せんとの御意嫡子に

入手し公の徐しき事を聞かなく寝前に終ると伊予守別
れ家を徐し悲哀を云しめ給ふ公逝て天祝院公も又
此事を悲し徐しき事も白日に殉死ある若松武人公封を
継く姫君様をの八宗徒改智次平田左京元久四男智
行松村采女智庸古川右馬智治柳川玄蕃某吉川玄蕃某
某吉川玄人某内藤左衛門某吉村紀伊某柳川勘解由某
伊織智真と云智真の子を又左衛門と云又采女と云
右馬智次の子を武部智春と云智春の子を源右衛門と云
古参老久の子を松笠智幸と云此三氏或八父子或兄弟
磯と称ん公の跡を連判する者内野権右衛門智友植田左馬
智友相田左馬と云右馬智幸と云
四年 先公御逝去七七日をもし

按るに此年の内寛永庚午廿二年の四七左馬と次て御代官者
日古参三名所左馬日植野六所左馬日古右
衛門村伊織智興をも一従て乙亥年迄左馬之御代官之
寛永十二年公三浦忠左衛門を以て御代官之事
十三年大樹公左馬代三浦忠左馬代寛永十四年吉村権左馬代
右未御右馬寛永十八年吉村権左馬代
島雄権之助代吉村権左馬正保元年梅野久右馬代寛永二年
外記慶安元年梅野久右馬大右衛門代寛文元年大浦保右馬
梅野久右馬承応元年大浦保右馬代
二年波多野郷代寛文十年大浦保右馬代大浦保右馬
代大浦保右馬也 館守之寛永十四年より内野権右衛門之

寛永十六年島雄檜命代内建板倉重矩十九年吉田市命
兵部代為雄檜命寛永二十年古川伊右衛代吉田市命
正保四年清水紀伊代古川伊右衛門代依護清水紀伊
守慶安四年古川伊右衛門代依護清水紀伊守代
午田弥代古川伊右衛門代平田弥
津島紀畧巻之四終

享保一丁酉秋をもて改正し編をなす

題津島紀畧後

此書上篇載鄙說數段其中論州府處有使餘民往
御
往上國之語今日所見較異於是近年郡支配発濃農
政其大畧便山山可為段畠處使下生長樹木禁木庭作而使尽力於田作畠
段畠處使下以為段畠矛可為作伐木有度而増益水氣自畠之可為田處引水為田
陽地近水處種諸山陰避風處育栗山面受風處育
櫛之事也這般政令是州未曽有而今之郡支配始
興起之令行而矛廃弛民従経十年則農事旧弊遂
以改革足食之利傳于無窮有海路難通之時亦應
以鄉村所産養州府人口矣由是観之州府之餘民
當往于自移矛須移之蓋節儉之行便所以矛須移之也郡支配民平田

名方直俗字称隼人郡支配便管領郡事之職名也

享保丁未十二年九月望陶山存謹識

津島紀畧引用書目

○旧事本紀○古事紀○日本書紀○續日本紀
○文德實錄○三代實錄○類聚國史○姓氏錄○令義解○類聚三代格
○延喜式○和名類聚鈔○神代巻口訣○扶桑畧記○本朝編年錄
○百練鈔○東鑑○太平記○太平記傳○古事談○大鏡秘鈔○日本分形圖
○職原鈔○拾芥鈔○本朝事蹟考○王代一覽○帝王編年集成
○本朝年代記○山家要畧記○日用工夫畧集○和漢合連○海外國記
○武用辨畧○節用集○八幡愚童記○作者部類○京都將軍家譜
○大閤記○江源武鑑○宗氏家譜○大系図○津守系図○八雲御鈔
○萬葉集○拾遺和歌集○後拾遺和歌集○金葉和歌集○新古今和歌集
○歌枕名寄○夫木和歌集○松葉集○玄玄集○雒山文集○仙巢稿

右本朝

○魏志○北史○隋書○宋史○元史○圖書編○登壇必究○獻徵錄

○武備志○皇明從信錄○皇明通紀○皇明世法錄○皇明実紀
○大明一統志○蒼霞草○兩朝平壤錄

右中國

○東國通鑑○三國史記○高尾史記○海東諸國記○東國輿地勝覽
○東文選○海東名臣錄○東國史畧○芝峯類說○懲毖錄
○攷事撮要○鶴峯集

右朝鮮

文政壬辰年七月写之

此本書誤多悪 後日須校訂

橘 終南